

1. 平成28年第4回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成28年9月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	健康福祉部長	羽田野博徳
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	古川甲子夫	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代求		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課 課長補佐	加藤光俊
議会事務局 議会総務課主査	武藤淳		

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には連日の執務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、8番 田代はつ江君、9番 兼山悌孝君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽選で決定いたしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては、要領よくお答えいただきますようお願いをいたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（渡辺友三君） それでは、10番 山田忠平君の質問を許可いたします。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） おはようございます。それでは、通告をいたしておりますので一般質問をさせていただきます。今回は大きく2点、健全な行財政運営の推進と環境施策ということで質問をさせていただきますのでお願いいたします。

健全な行財政運営の推進ということでありまして、ちょうど今議会におきましては、27年の決算審査であります。決算によりますところの財政状況を示す実質公債費比率は13.6%と大きく改善をされ、良好な財政運営がされ、そういった努力が見られるところであります。将来に向けてであります。交付金の合併算定替の特例措置、段階的な縮減は3年目に入っておりますけれども、いよいよ平成30年に終了いたすところであります。以降につきましては、普通都市と同等率の交付税であります。数値であります。そのために向かう市の財政でありますけれども、財政運営のためには、今後、事業の縮減、あるいは経費の削減も含めてであります。いよいよ取り組んでいかなければならない時期に入っていくわけですが。こういった中での市税はもとより別財

源の確保をいかにしていくかということも、一つの課題であろうと思います。そのことについて、一つ、まずお伺いをいたします。

現在の郡上市の公共施設、それから市の用地も含めてであります、有効な利活用ができる範囲のことはされておりますが、現況の財源収入、また小水力の発電、あるいは太陽光、用地の貸し付け等、年間の財源がいかにか、このことにつきましては、理事兼総務部長にお伺いをいたします。お願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、御質問のうち、現状の報告をさせていただきますけれども、郡上市の平成27年度財産収入の決算額は、先般お示ししましたが、2億2,200万円程度あります。それで御質問の財産貸付収入につきましては3,783万円でございます。この後、売り払いの件も申し上げますけれども、初めに財産の貸し付けの内訳ですけれども、土地の貸し付けでございます。126件で3,542万円、そのうち太陽光発電に御利用をいただいているものは、八幡町小那比の株式会社ハイウッドコーポレーション、また白鳥町中津屋の株式会社白山電機さん、また美並町山田の株式会社ソラエネさんの3件でございます。243万円でお貸しをしているということでございます。

このほかにつきましては、使用料をいただいて、また土地所有者への支払いに充てているということはいってこいということになるわけですけれども、この大和工業団地協同組合を除きまして、ここを除いてのことですが、民間企業及び団体への貸し付けが62件、854万円の収入でございます。宿舎や駐在所——警察官のですね、駐在所用地として岐阜県へ貸し付けしている件が9件ございまして189万円、主に駐車場用地として個人への貸し付けが41件で123万円、その他11件56万円という状況でございます。建物の貸付収入につきましては、14件241万円でございます。明宝木工センターへの貸し付けなど、企業及び団体の貸し付けが7件154万円でございます。白鳥町の旧医師住宅の貸し付けなど個人への貸し付けが7件で87万円、また不動産売り払い収入のうち、土地建物の売り払い収入は4,169万円ございました。

このうち分譲地の売り払い収入を除いた土地の売り払いは24件ございまして2,887万円の収入でございます。土地売り払い収入は——建物ですね、建物の売り払い収入が5件302万円ございました。この件では、多いのは下田住宅のこの売り払いが件数としては多く占めてございました。

現在、それから可処分として認識しておる土地につきましては、52カ所163筆、面積は8万2,160平方メートルでございます。これらの土地につきましては、できるだけ売却もしくは貸し付けによって有効活用することが望ましいと考えておりますが、これまでも公募による売却を行いまして、平成26年度には、ちょっとなかなか売れなかったわけですけど、八幡町相生腰細地内の土地の売却

はできたところでございます。

しかし、最低売却価格を取得価格に設定をしているために、物件によっては実勢価格と大きな差が生じてございます。そういうことで売却に至らなかったこともあります。現在の条例では、普通財産の売買、売り払いに係る最初の入札日から2年を経過した場合に、最低売却価格を20%の範囲内で減額をさせていただくことができるということになっておりますが、今後はもう少しこの見直しを行っていく必要があるというふうに考えておりますので、また御審議をいただく機会を持っていただきたいと思います。

また、売却には測量とか不動産鑑定による経費も伴いますので、こういうことも勘案しながら、計画的に対応していきたいと考えてございます。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 現況も今報告をいただきました。今後についてでありますけれども市長にお伺いをいたします。

こういったことの市の何ていいですか、財源を生む事業といいますか、そういったことについて、やっぱり積極的に取り組んでいく、そしてまた、それが今後の郡上市の健全な行財政運営にもつながっていくということでもありますので、もちろん即単位のものも継続的なことがあろうと思っておりますけれども、ちょうど今、公共施設等の総合管理の計画に取り組んでおり、そういったことが出ますと、そういったことについての今度どうしていくかということの考え方とか、あるいは国のほうにおいても、今新たないろんな地方の時代に向けての新事業といいますか、いろんな事業があるわけですが、そういったことについては、ある自治体においては資源の問題、あるいはエネルギーの問題、農林の問題、商工、あるいは特区を受けてというようなことで、その地域の財源にかかわることの事業も随分あるわけですが、そういったことをしっかりと情報を先取りをしながら、やっぱり郡上市としても将来的に取り組んでいくということが必要かと考えます。

そういったことで、まずもってこの郡上の将来の財源を生む事業、そういったことに含めて、市長の考えをお伺いしたいと思っております。お願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

ただいま山田議員のほうから御指摘がございましたように、間もなく地方交付税の合併算定替措置というのが平成30年度までで終わるということに直面しているわけでありまして、御指摘のように、郡上市としてはできるだけいろんな財源を確保していくということが必要だというふうに思っております。財源確保のやはり王道としては、市内の産業を発展をさせて、それによって、特に税率とかそういう増税措置を講じないで税収が上がるということが一番大切だというふうに思っております。

す。

そういう意味では、いろんな企業誘致であるとか、企業誘致については、一定期間は、やはり誘致奨励金というような形でなかなか税収が上がらないという問題がありますけども、できるだけ産業の振興、これは既存の産業についても、やはり事業を発展させていただくことによって市税収入が上がるということではないかというふうに思います。

それから、当然今お話がありましたように、的確に情報を確保しながら、国の補助金であるとか県の補助金であるとかといったこういうものをやはり確保するということが大切だというふうに思います。そのほか、市の収入としては、例えば、市民の皆さんから受益の度合いに応じていただく手数料使用料というようなものがございますけども、こうしたものはなかなかそれを引き上げることになりますと、同時にまた市民の負担を重くするというようなことで、なかなかやりがたいのが実情であります。こういうものも時代の流れの中で、やはり的確に見直しはしていかなければいけないというふうに思っております。

そういう中で、ただいまお話がありました、いわゆる財産収入というものです。こういうものは可能な限り、やはりしっかり確保していく必要があると。特に、土地等について随分見てみますと、やはりこれまでの町村時代からの引き継いだ、非常に細切れといえますが、いろんな各所に小さな規模での土地が散在をしておったりしておりますし、そういうものをできるだけ、先ほど理事兼総務部長が説明しましたように、いろんな公売等にかけて確保はしておりますけども、なかなか実際には売れないというのが悩みではございますが、そうしたものの行政として必要ないものについては、これを公売して、その収入を確保していくとか、あるいは、またもちろん持っているものについての財産の貸付収入といったようなことも必要だろうと、確保することが必要だろうと思っております。

特に、御承知のように、税収の場合は、これは例えば仮に1億円税収がありましても、その4分の3に当たる75%は地方交付税の基準財政収入額のほうへカウントされてしまって、実際に1億円税収があっても、自治体としての実入りは2,500万円というような形でありますけれども、そういう税外収入というものは、基本財政収入額にカウントされない収入というものは、その分だけやはり自治体の収入になるという特性もありますので、可能な限りそうしたものを、やはり的確にそうした意味での財源確保をしていく必要があるかというふうに思っております。

また、今特別に何か事業を起こして収入を得るという道があるではないかという話、ございました。これは例えば、今緒についております小水力発電なんかについては、そうした売電収入というものを、一定の制約はありますけども、いろんな事業の財源としてやっていくという道がございます。そうしたことも郡上市としてやれるもの、やらなければならないものという形でよくよく判断をしながら、やはり進めていくことが大切だというふうに考えております。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 30年到来では遅過ぎますので、まだ2年、まだ2年、もう2年かわかりませんけども、いろいろな考え方を含めて、より事業に反映されるように、ぜひとも取り組みをお願いをしておきます。

続きまして、行財政運営の2つ目でありますけども、産業雇用の創出のための専修学校の設立ということが検討をされておりました。少子高齢化の中でそういった対策が求められているところがありますが、郡上に新たな産業雇用創出をして、それで人の流れを呼び込む、そういったことのスクール準備事業の進捗状況について、市長公室長の三島公室長より説明を求めます。お願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） スクール準備事業の進捗状況ということでございますけど、平成28年度におきまして、インストラクター等養成スクール準備事業というのを今現在やっています。これを着工するに当たってでございますけど、昨年度において、郡上市、今までの移住政策がありましたけど、さらにそれを発展させまして、移住者を呼び込んで、さらに定住させるための総合的な支援ができないかということで、移住者ライフデザイン総合支援事業というのを進めておりました。その中で、やはり定住させるには、そのための職の不足を解消する必要があるんじゃないかというようなところの話し合いができてまして、そういった郡上市の職づくりをサポートするような学校を設立したらどうだろうと、そういうふうな話し合いが、この総合支援事業の中で、そういった話し合いが持たれました。それに基づきまして、現在、事業を進めておるところでございます。

この事業でございますけど、郡上市には、自然体験を提供する企業であるとか、そういった団体等がございます。いわゆる郡上市にある資源を活用した、そういった部分の企業ということでございますけど、そういったところに若者等が就職先となるような専門学校であるとか、職業訓練校などが設置ができないかというところで、今その検討を始めております。

また、そのほかに市内就業を目指す若者に向けまして、仕事のマッチングをするサポートの機能、あるいは移住希望者向けの生業づくりや地域での活躍する場のための相対的な支援の仕組みづくりについても進めていったらどうかということも検討しておりまして、現在、3回、構想委員会が開催されております。その構想委員会のメンバーでございますけど、スキー場やラフティング、森林レジャー施設などの運営を行う自然体験事業者のほか、キャリアコンサルタント、金融機関関係者、地域づくり団体等の関係者を構成員としまして、市からも3名の者が参加しておるところでございます。

今までの中ではございますけど、やはり郡上らしいあり方、職業等についての学びの場のあり方について、今支援されておまして、その運営形態はどうするのか、あるいは代表者は誰にするのか、その学びの内容はどうするかというところについて、今精査、整理しておるところでございます。

これにつきまして、今後ですけど、今年度中に具体的に今のところの事業の規模であるとか、そういった手法等について決定しまして、来年度からは着工に結びつけたいというところで取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 現状の報告をいただきました。郡上市においては、先ほど言いましたように、人の流れを呼び込むということの中で、特に、私やっぱり郡上のこの自然を生かしながら、いろいろそれぞれの議員からも質問がありますけども、やはり郡上の一番特徴と申しますか、大切なところは、やっぱり自然環境のいいところでありまして、歴史、伝統、文化が備わっているところでもあります。そういったことのもっとやっぱりPRをしながら、都会の人たちにふるさと、郡上を田舎と思っただくようなことを取り組みがと思ひながら、ずっと思っしております。

そんなことで、今回の補正予算の中に、総合戦略「ずっと郡上もって郡上」の中の都市農村交流促進イノベーションプロジェクトの事業が上がってきました。これも新しい事業でありますけども、ちょっと申しわけないですが、簡単で結構ですけども、この事業についての説明をいただきたいと思ひます。よろしいですか。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 都市農村対流促進イノベーションプロジェクト事業ということについて今回の補正で認めていただきましたけど、これにつきましては、今回の交付金事業の2回目の募集があったということで、それに申し込んでおるところでございます。

これにつきましては、今まで郡上市のことを学び、それを生かしていくということで、郡上内においては「郡上学」というのを実施しておったところでございますけど、今回新たに「郡上学」というテーマを都市部でも展開していきまして、具体的には東京になりますけど、そこにおきまして、そういった郡上のよさをPRし、それから郡上市を日本全国に知っていただきたい、さらにそういうことによって、郡上市にある産業であるとか伝統を全国に発信できるような場、そういったものをつくれぬかというようなことで郡上藩江戸蔵屋敷と、そういう場ですね、そういう場を設けて、そういうところを発信して、これから事業展開をしていきたいと、こういう事業でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） まさに本当に大切なことであります。そのような関連のことで私も常々考えながら、たまたまことしの4月でありますけれども、東京都の中央区の役所に行きました。同行いたしまして、郡上のPR、先ほど言いましたように、都会の方たちのふるさとながらない方に、ぜひともやっぱり郡上を田舎にしてもらいたいと、そんなようなこと、それから郡上のPRのプレゼンをさせてもらったんですが。そういった中で特に感じました。もちろん、内容につきましては、郡上のPR、それから面積のこと、標高のこと、歴史、伝統、文化、あるいは来年の白山信仰の1,300年を迎えること、あるいはスキー場、温泉、本当に関心がありました。それと12月に認定されました清流長良川の鮎のことも話をしながら、郡上おどりのことを含めてプレゼンをしたわけでありまして、今回、その事業につきまして、日本橋京橋祭りのパレード参加が決定をいたしまして予算組みをしていただいておりますが、実行委員会の皆さんが取り組んでいただきますので、また議員の方も協力できればお願いしたいと思います。

そこで特に感じたことでありますけれども、やはり郡上は知られていないということが痛感いたしました。岐阜県高山であります、そして郡上おどりのこともそうであります、日本三大民謡でありますところの山形の花笠踊り、それから徳島の阿波踊り、あと岐阜の郡上おどりなんですけれども、まず本当に知られていないということが現状であります。もちろん知ってみえる方は知ってみえます。たまたま中央区におきましては、中央区の議長さん、それから副区長さん、観光課長さんを含めた職員の皆さんと一緒に今度もさせてもらったんですが、やはりいかに郡上を知ってもらうか、郡上のことを、ちょうど今この事業にありますように、江戸蔵屋敷ですか、こういったことを含めてPRをしながら、そして全国にもっともっと発信すべきだと思います。郡上、そして郡上おどりもそうあります。これ日本三大民謡であります、三大の盆踊りも入っておるわけでありまして、このこともほとんど知られておりません。三大盆踊りは、徳島の阿波踊りと、秋田の西馬音内の盆踊り、そしてから岐阜の郡上おどりであります。そのことをやっぱりもっと利用して、そしてやっぱり全国にPRする、そのことが特に大事で、まだまだ私は郡上は11もあるスキー場、そうした標高差を持つ、やっぱり郡上の地形を、特性を生かしたことのいろんなことがあります。

そんなことで、昨日の議員の中に、鮎のことが出ておりましたけれども、たまたま役所の方からその郡上、長良川の鮎のことを話しまして、ちょうど築地の市場のほうにアポをとっていただきまして、6月には漁協の役員さんと一緒に行って来ました。鮎の実態の調査でありましたけれども、東京の築地で鮎といいますと広島なんです。鮎は広島、それが一番であります、全く。ちょうどこの話が済んでから、漁協のほうからも東京へ、関係者のところに鮎を送っていただきましたけれども、もう姿、味、全てがもう全然、東京市場で扱っているものよりも郡上のほうが本当にいいということが認識をされました。

そんなことで、今後いかにこれを、長良川の鮎か、私は漁協の役員さんは郡上の鮎だ、郡上の鮎だということでぜひとも全国にこのブランドを発信するように、今、築地市場と話を漁協の方がやっておみえになります。恐らく、今ちょうど築地はいろんなことで問題になっておりますが、来年には恐らく新しい豊洲のほうに移転されますけども、そこに郡上鮎が絶対そこで取引されて、そして全国にブランド、郡上の鮎ということで広まることを願っております。そのようなことにして、やっぱりいかに郡上を売り、そして売るためには何を使い、何を利用し、そのことが非常に大事であります。そんなことで、今後いかにそのことに取り組んでいくか、この今事業の新しい総合戦略、このことについても、しっかりと取り組んでいく必要があります。私はそのような考えを持ちながら、この事業に合わせて、またこれは一部青山ということが、できれば青山、まだ決定はしてないと思いますけども、このイノベーションプロジェクトの事業につきましては、まず青山が拠点であります。ぜひとも中央区のほうにも、そのようなことをまた発してもらって、いかに都会の人は田舎がない人が、まだ本当に多いんです。もう2世、3世になりますと、だんだん田舎がなくなってくる。そうしますと、田舎のある人、ない人、なかった人にはやっぱり本当にこの郡上というのは、第二のふるさと、ふるさと、田舎に絶対できる郡上だと私は思いますので、やはりそういったことにつなげるために、しっかりとこの事業に取り組んでいくべきだと思います。そして、いかに郡上をPRするか、そのことが大事でありますので、制度の整備、郡上の魅力のさらなる向上、そして職を郡上に、ちょうど市長も行ってみえますが、都会から踏襲していただく、広範にわたる取り組みが必要であると思いますが、市長にお考えを伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 多くの人に郡上を第二のふるさとというふうに感じていただいて、いろいろとかかわりを持ってもらおうということが非常に大切だと思います。また、そのために郡上というところを、やはり多くの人に知っていただくということも非常におっしゃるとおり大切なことだと思っております。いかにそういうことが大切かという痛感をこの間もしましたが、この夏、いわば毎年来ていただいている、郡上おどりに来ていただいている方、ことしももう7回目か何かの皆勤賞をとられましたけど、そういう方がやはりひと夏お世話になったということで、数万円のふるさと寄附をしていただいております。そういった、本当にやはりそういうことで、郡上をそれこそ第二のふるさとと感じていただいているんだなというふうに思った次第でございます。

郡上がなかなか知られていないということですが、よく知っていただいているなと思う反面、知っておられない方もおられたり、私も東京行って名札をこうつけてると、「郡山市長さん」と言われたりして、ちょっと字を読み間違えられたりして、そういうこともありますけども。それでも私は相当知られてはいるというふうに思います。

しかし、そこにそれだけでなく、やはり今おっしゃったように、いろんな意味でかかわりを持

ってもらおうということが必要だと思います。私の夢は、今ずっと長年続けてきております港区の青山赤坂の子どもたちが、将来、やはり郡上が第二のふるさとだというようなことで、中には実際に郡上へ来て移り住んでもらったり、大きくなっても定期的に来ていただけるようになればというふうに思っております。

そのようなことで、先ほど申し上げました、郡上藩江戸蔵屋敷事業というようなことをやったり、それからこれも今回の補正事業で認めていただいておりますが、12月の今度3・4日、東京の臨海副都心のほうで行われるB-1グランプリのスペシャル大会というようなことで、それこそ全国行ってみたいまち、住んでみたいまちというようなものを決めるということですから、そういったところに行っても張り切って、やはり大いにPRをしたいというふうに思っておりますし、それから例えば、今取り組んでいるものの中に、郡上はスキーであるとか、夏の一定のシーズンにだけ、例えばアルバイトで郡上へ来ておっていただいているというような方が、通年でも働いて、職が得られるならば住みたいというような方ですね、そういうような方に対する対応策というようなことでのコンソーシアム事業というようなことも、今取り組んでおります。

そのほかいろんな形で、時間が余りありませんので申し上げませんが、全く御提言になったようなことをいろいろ取り組んでおりますし、これからもぜひとも取り組んで、本当に我々も誇りが持てる郡上でありますので、都会の方々に大いにその情報を得ていただいて、そして第二、第三のふるさとという形で郡上と生き生きとしたかわりを持ってもらうように努力してまいりたいと思います。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 市長も、港区を初め、青山の関係についても、交流をしっかりと持っていただいておりますし、そうしますと、今度中央区も含めていきますと、東京にいろんな形で郡上がかかわりをより一層深めていくような気がしますので、やはり都会と地域、しっかりとやっぱりそういった事業が、成功といいますか、地方の時代に回ることを今後より一層取り組んでいただくよう要望をいたしております。

続きまして、大きく2点目の環境施策であります。このことにつきましては、公共下水道の関係で、管理状況、また係る費用という負担のことも含めてでありますけれども、今回の決算審査の中にも引き込みがどのぐらい、加入がどのぐらいということも一部ありましたけれども、下水道事業につきましては、平成26年に合併以来、市内統一料金として運用されておりますが、全体のもう一度下水道の加入率、あいた土地、本来はやっぱり住宅の引き込みのほう、分けて、わからないかもわかりませんが、いずれにしても、八幡の場合には投資計画の公共下水道でありますので、土地の面積に対する負担金が出ておりますけれども、引き込みのますはほとんどつけておりますが、やっぱ

り加入のことが心配でありますし、それで郡上市全体のことにつきましても、やっぱり環境のことを思えば、しっかりと下水整備がされるのが大事でありますので、そういったことの中から加入率、そしてまた統一料金とされておりますけれども事業運営の影響、既に加入をされて、引き込みをされた方が一部誤解といいますか、入っていない方がみえることは、その方の負担を今加入者が負担支払いをしますよということのとり方が、ややあるように話を聞きますので、未加入者自体の負担金は加入者に負担がかかっておるのか、かかってないのかということも含めて、現状の経営見直しも含めて、担当から説明を求めます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

まず、平成27年度末の下水道加入率でございますけれども、まず八幡町内のこの公共下水道エリアでございます。こちらが68%でございます。それから郡上市全体では76%となっております。現在いろいろPR、それから職員の戸別訪問等によってお願いしておりますけど、加入の状況というのは微増の状況でございます。

下水道の市内統一料金でございますが、平成22年3月議会において議決いただきまして、その後、激変緩和措置といたしまして4年間の段階的な調整期間を経まして、御存じのように26年に現在の統一料金となったものでございます。

使用料のこの単価の決定でございますけれども、こちらにつきましては、下水道料金等統一検討委員会の意見書をもとに、当時試算されました施設維持管理費8.4億円——年間でございますが——の改修可能な単価を基本とすることとして決定されました。つまり施設の維持管理費を使用料で賄うということでございます。このとき目標とされました下水道加入率は92%でございます。御指摘のように、現在の加入率76%と比べますと、16ポイントの開きがございます、事業運営の影響が懸念されかねない状況となっております。

このような中でございますけれども、環境水道部といたしましては、下水道使用料の収入見込み減を補うためということで、職員の——5名でございますが——削減、こういうものを進めたり、それから修繕費を初めといたしました維持管理費の削減を維持管理業者と協力しながら経費節減に取り組んでまいりました。この結果、平成27年度決算でございますけれども、下水道使用料約6.7億円に対しまして、維持管理費は約6.8億円と、下水道加入者の使用料で施設の維持管理費がおおむね賄えるような状況となっております。

ここで少し説明させていただきますと、市内の料金統一いたしました平成26年度でございますが、こちらの決算を見ますと、使用料と維持管理費で差し引きいたしますと1,006万円の黒字でございます。それから、平成27年度は、今申しましたのが907万円の赤字でございます。これにつつま

しては、緊急通報装置が、ちょっと故障が、古くなったということで大規模更新を行ったものでございます。

それから下水道へのこのところの接続でございますが、数値としましては、一般家庭を対象とした接続率を出しておりますけども、これに事業所を含めると、年間ここ数年約200件以上の加入をいただいております。使用料に換算いたしますと、年間約1,000万円以上の収入増となっております。平成28年度につきましても、今のところこの1,000万円近い使用料の増が見込めるんじゃないかということを試算しております。

維持管理につきましては、もちろん引き続き節減に努めてますけども、国の支援制度等も少しずつですが、充実してきております。今後も下水道使用者の使用料で施設の維持管理費が賄える状況を維持いたしまして、加入者の皆様に対し、追加的な負担をいただかないよう努力してまいります。

しかし、人口減少ですとか、それから節水型社会というような、下水道事業を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがございます。引き続き、今後は下水道事業を持続可能とするため、公営企業会計への移行、これは平成32年度でございますけど、目標に取り組むとともに、下水道施設の統廃合を推進いたしまして、財政バランスのとれた効率的な事業運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 現況においては、利用者、管理者については上乘せがしてないということの現状でありますので、市民の方にわかるように、それでまた今後については人口の減少も含めて非常に厳しい運営に迫られる可能性があるということで伺っております。

この環境の問題につきましては、天然資源の乏しい日本であります。再利用率を高めるために、この前も折り込みで、粗大ごみの収集、有料収集の回覧が各戸入れておりますけど、この中でちょっと感じたんですが、廃家電から五輪メダルをということで、東京オリンピックのメダルを金銀全てのことを廃家電製品からリサイクルしましょうということなんですけど、やっぱりこういう本当にインパクトがある、こういうことを市民に知っていただくようなことの、やっぱり広報活動、あるいは意識を高めることも大事であります。特に、家庭に眠るそういったものは、都市鉱山とも言われておりますが、家庭の電気、電子部品、あるいはいろんなものが何て言いますか、都市鉱山として天然資源が乏しい日本で、それは再利用を進めようとして2013年に小型家電リサイクル法が施行されたんですけども、やはりいかにそれを利用してってことでありますので、このようなこともしっかりと、やっぱり環境運動として取り組んでいく必要があるかと思っておりますので、お願いいたします。

1点残っておりますが、時間の関係上、次回に回しまして質問させていただきます。

いずれにしても、この非常に資源の乏しい日本でありますので、みんなでやっぱりごみ資源の、ごみの減量もそうでありますし、また再利用できるものについての何ていいますか、リサイクル、そのことに力を入れていただきますようお願い申し上げます、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

◇ 田代はつ江君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） おはようございます。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、4点準備をいたしましたけれども、できる限り時間内に終わらせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、障がい者の自立支援ということで質問をさせていただきます。

2013年4月に施行された障害者優先調達推進法は、障がい者の仕事を確保し、自立を進めるため、国や地方公共団体が物品などを調達する際、施設から積極的に購入するよう求めています。

郡上市においても、障がい者就労施設で懸命に働いて販売する物品や請け負える仕事に頑張ってみえる障がい者の方はたくさんお見えになります。私も幾度か施設を訪ねさせてもらう機会があり、皆さんの健気に働かれる姿に接し、感動してまいりました。たくさん商品が売れ、利益が出ると、皆さんへの賃金も向上し、大変いいと思うのですが、関係者のお話を聞く中では、販売面で努力がされているのですが、現実は大変厳しい道ようです。

最初にお聞きいたします。郡上市においては、障がい者就労施設はどれだけあり、そこでは皆さんがどのようなお仕事を主にしてみえるのか教えてください。請負の仕事、販売される物品、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 市内にごございます施設、また取り扱ってみえる内容についての御質問をいただきました。

市内には、通常の事業所に雇用されることが困難な方を対象に就労機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じまして、就労に必要な知識及び能力の向上するために必要な訓練を行います障がい者就労施設が複数ございます。雇用契約に基づき就労する、いわゆる就労継続支援A型の事業所、こちらが1カ所、雇用契約に基づかない就労継続支援B型事業所、こちらが9カ所ございまして、それぞれ障がい者の適性に合った作業が行われているというところを承知

しております。

就労の内容でございますけれども、企業の下請けとなるねじの検査であるとか、袋詰め、サンプルのバリ取り、製品の袋詰め作業、またクッキー等のお菓子であるとか農産加工品、織物やストラップ、固形石けん、こういったところを商品化されまして、市外に販売をしておみえであります。

このほか地域の方との交流の場としての喫茶店の開設であるとか、施設で製作された商品の販売及び来客との交流スペースを設けた、いわゆるアンテナショップ、こんなところを運営してみえる事業所もあるということで理解をしております。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 販売される物品を施設から積極的に購入されてみえる民間の会社、例えば、私が知っている中では金融機関が粗品等に出されているのを、利用されているのを見たことがあるんですけども、その金融機関と別に民間でそういうところがあれば、教えていただきたいと思えます。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) ただいま議員お示しのとおり、市内の金融機関でございますけれども、顧客に対する粗品として、施設で商品化されましたお菓子を購入された事例というところは承知をしているところでございます。また、研究開発によります工夫を凝らした実製品の品質が認められまして、県外からの受注製造につながっていると、こういった事例も承知をさせていただいております。ある事業所では、道の駅であるとかサービスエリア、こういった場所に、パンやお菓子、野菜、そして粉末加工品、そういったようなところを納入をされまして、実製品の販売拡大に向けた取り組みが積極的に行われているというところでございます。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) それでは、次に、市から施設へ請負の仕事を発注されたり、物品を積極的に購入される実績があれば、教えていただきたいと思えます。

なお、一つの例としまして、愛媛県の松山市では、障がい者就労施設からの物品購入などを積極的に推進する優先調達推進員を配置して、障がい者就労施設で販売する物品や請け負える仕事内容を職員に提供し、各課での積極的な発注を推進することにより、大変成果を上げてみえるそうです。

障がい者の仕事がふえ、賃金の向上につながれば、どれほど皆さんの励みになることかと思いま

す。郡上市としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 初めに、市の発注及び物品の購入の実績の御質問でございますが、郡上市では、平成26年の4月に、郡上市障害者就労支援施設等からの物品調達方針というものを定めておまして、各事業所からの物品調達に努めているところでございます。平成27年度でございますけれども、市内の各施設のほうからお菓子であるとかケーキ、環境美化のための花の苗、それから缶バッチ、こんなところを購入をさせていただいたところでありますが、このほか生活必需品でありますトイレトーパーにつきましても、本庁振興事務所、そして2つございます公立病院、こちらのほうにて優先的に購入をさせていただいているところであります。また、市が管理をいたしております公衆トイレ、こちらのほうの清掃作業も一部委託をしているというところが実績であります。

ちなみに、物品購入及び業務委託の実績でございますけれども、調達方針の目標額としております、この額が100万円を目標にしておりますけれども、平成26年度につきましては、この目標額に対しまして92万5,240円、昨年度、平成27年度でございますけれども102万9,498円、こういったところが実績となっております。

次に、障がい者の賃金向上のための市の考えはという御質問でございますけれども、先ほど議員お示しの障害者物品調達推進法、ここでは、地方公共団体の責務として、障がい者就労施設等の受注機会の拡大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないということが法の規定にございます。このことを受けまして、障がい者就労施設等からの物品調達につきましては、今後も庁内各部署と共通認識のもとに継続した取り組みを進めたいというふうに思っておりますが、庁内のみならず、関連機関であります商工会であるとか、関係する他の団体、機関等、係る情報を共有をさせていただきながら、障がい者の方々の賃金向上につながる支援を継続して行ってまいりたいということを思っております。

議員から今回御紹介のありました愛媛県松山市の優先調達推進員配置による取り組みでございますけれども、郡上市においても幅広い分野からの物品調達等につながる有効な手段というふうに考えておりますことから、早い時期における体制づくりについて、着手をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ありがとうございます。努力をされておりますことと、今後さらに努力をしていただくということで、大変うれしく思いました。施設でつくられた商品のシールに「働く

幸せありがとう」というシールが張られているのを見て、本当に胸が熱くなったことがありますので、どうか障がい者の皆さんの賃金向上につながる活動をよろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2点目に入らせていただきます。減らそう高齢者の運転事故ということで、質問をさせていただきます。

これまで高齢者は交通事故の被害者になることが多かったのですが、最近は加害者になるケースがふえています。高齢者の無理な運転を減らすため、運転免許証の自主返納を促し、それぞれの地域では、返納者に対して独自の優遇制度を導入し、高齢ドライバーの運転事故を減らす取り組みをしてみえます。生活環境によっては、日常的な車の使用が不可欠で、免許証を手放せない高齢者も多いと思ひます。特に郡上市のような山間部では、なおのことと思ひます。足を失えば、たちまち買い物や通院に困る人も少なくありません。健康に不安があつてもハンドルをにぎる以外に思ひどおり動けない高齢者も多数お見えになります。

ここで最初にお聞きします。ここ1年間で免許証を更新時等をきっかけに返納された方はどれくらいお見えになるのでしょうか。年齢別、男女別にわかれば教えてください。ちなみに、先日視察に行ってきました魚津市の返納者の数のみですけれども、ちょっと御紹介したいと思ひますけれども。23年度から27年度までの5年間において、36、31、50、66、78と年々ふえている魚津市の例を御紹介したいと思ひます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、自動車の運転免許証の返納状況についてお答えをさせていただきます。

返納件数につきましては、郡上署管内におきまして、平成25年の4月に特別な支援制度をつくりましたので、それ以降ということでカウントさせていただきましたが、25年が41件、26年28件、27年30件、平成28年は7月末現在で15件ということで、この3年と4カ月で114件ということでございます。

それで、男女別でいきますと、これもちょっとトータルしましたけども、1年と言われましたが、男性が58.8%、女性が41.2%でございます。所持率の関係もあるかと思ひます。それから年代別でいきますと、簡単に申し上げますと、75歳以上の方が80%を占めるということでございますし、85歳以上が特に36%を占めるということでございます。先ほど田代議員おっしゃられましたように、地域柄がございますから、運転しなくてもいいような地域公共交通の体系をつくって、返納をして安心して暮らしていけるようなことにつながっていけばいいというふうに市では考えておりますが、なかなか個別の事情を見ますと、やはりどうしても運転しなくてははいけないと、こういうふうな方

が郡上の中には多数見られるという現状もございます。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) それでは、今お聞きしました返納された人、その方への郡上市としての優遇制度を教えていただきたいと思います。先ほど紹介しました魚津市の例をとりますと、市営バスの回数券5セットということで1万円分、それともタクシーの金券1万円分、どちらかをとるということでありましたし、また先日新聞に出ておりました岐阜バスが免許自主返納者に、来月の10月1日からですけれども、バスの運賃を半額にすると、こういう記事も出ておりましたので、あわせて郡上市のことを教えていただきたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) 平成25年に、これは特に郡上警察署からの働きかけもございまして、郡上市も入って運行事業者との御相談をした中で、平成25年4月から、65歳以上で自主返納された方に対しては、2年間を一応区切りにしますけれども、白鳥交通、八幡観光バス、長良川鉄道を利用された場合には、その利用料金から5割を割引くと、こういうふうな制度がございまして。これ実際、警察からいただいたものですが、返納をする際に、こうした運賃の割引制度がありますよというふうなお知らせをしてみえるということでもあります。

しかし、実際は、返納される方は、誰かが送り迎えをされるという条件と重なって返納されるということが多くかと思えます。したがって、実際にバス会社に問い合わせをしたところは、このバス利用の半額の優遇制度の御利用は、実績は今のところないということでもございました。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 高齢者といいますが、それぞれ千差万別で、今総務部長がおっしゃいましたように、本当にさまざまな形態があると思います。一概に同じことを決めつけるということはいけません。また、この車の運転は、高齢者の生きがいや誇りにもつながっていて、単に規制を強化すればよいと、そういう簡単な問題でもないと思います。

そこで、これもある県の事例なんですけれども、香川県では、ことし4月から高齢ドライバーの事故防止策として、高齢者ASV、要するに先進安全自動車の購入補助制度を創設し、利用者が順調にふえるなど注目されているそうです。

この制度は、県内在住の65歳以上の高齢者がASVを新車で購入する場合、一律3万円を助成、対象となる車種は、まず最初に自動ブレーキ、それから2番目に車線逸脱警報、そして3、ペダル踏み間違いのときの加速抑制装置の、この3技能を全て装備したものです。高齢者の交通安全対策

について、運転が不安な場合は免許証を返納し、車が必要な人はASVの購入を検討してもらうなど、高齢者が自分の状況に応じて選べるようにしていると、こういうふうに説明をされています。ぜひ郡上市でも検討されたいかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） ちょっとその前に先ほどのことですが、郡上市としましては、地域公共交通が御利用いただけるということでありまして、2年間のこの割引のインセンティブにつきましては、十分もう少しPRをして生かしていただきたいということをちょっと申し添えたいと思います。

それから、今のASVの購入助成につきましてですけれども、非常に多くの、今いわゆるASVというのは先進安全自動車ということですが、例えて言いますと、衝突軽減、被害を軽減するこのブレーキが自動的に働く装置でありますとか、ふらつきの注意を喚起させてビーと警報が鳴ったり、あるいは車線を逸脱するとやっぱり注意の警報を鳴らすとかと、いろいろあるということですが、後ろのカメラで見るとか、さまざまなものがあるわけですね。それが今日におきましては、非常に何ていいますか、普及をしまいいりまして、それらの装備というものもかなり進んできているというのが現状だというふうに思います。

香川県では、確かに3万円を補助される、そしてこれが700件を超えたよというふうな報道も接しましたけれども、そういうふうな中で、補助というものを全国的にもまだ普及がない、それは例えてみますと、今度は業界が、トラック協会などがその業界の安全を高めるために業界としてやるってことはあるわけですが、こうした高齢者に対する制度が、支援制度がまだ余り普及はしてない状況の中ではあります。

それで、郡上市としましては、いわゆる機能とそのインセンティブ、こういうふうなことを御利用いただくということを引き出していこうということ、どういう形でやっていくことが一番いいかということにつきましては、ただいまの田代議員の御提案もありましたので、十分研究をさせていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ言えば、逆走とか明らかなハンドル操作のミスということがあることについては、なかなかこの車でもその対応ができないという面がありますので、そういうことを含めて考えていかなければいけないということで、やはり交通安全に対する、高齢者に対するさまざまな安全講習の機会とか、あるいは地域に対するそういうふうな注意喚起とか、そういう事故予防へ向けての総合的な見守り制度を含めた体制というものも、こういうハード整備に加えて重要なことと思いますので、そういう総合的な観点で研究をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ありがとうございます。高齢者に限らず、誰も交通事故を起こしたくないというのはみんなの願いです。安全運転に心がけていけるよう、またいろいろ研究をされて、お願いをしたいと思います。

最後に、公共交通についてを質問を用意してはるんですけども、これは前の6月議会でも皆さんが公共交通については、いろいろな観点から質問をされております。免許証を返納された方を初め、車を持たない高齢者や交通弱者の移動手段の確保、利便性の向上を目指し、思い切った見直しが今後検討されるかどうかということ、簡単に結構ですのでお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 公共交通の計画でございますけど、現在も連携計画というところで、今高齢者の足の確保ということでは取り組んでおりますけど、やはり田代議員が言われるように、なかなか課題解決に至らないというところがございますので、現在でございますけれど、公共交通だけでなく、観光、あるいは福祉分野、そういった分野も含めた総合的な公共交通網のあり方を示す郡上市公共交通網形成計画というのを、ことしと来年、2年かけて作成しとるということで、今策定を進めております。

その中では、住民ニーズの把握、それから適切な公共交通体系の確立ということと、高齢者に対する視点を特にとり入れて、公共交通の正しいあり方、そういったことを検討してありますので、来年に計画を策定しまして、それに向けてこれからも取り組んでいきたいということを思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ただいま市長公室長から答弁がありましたとおり、市民のニーズを反映した新しい公共交通体系を構築していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

3点目に入りたいと思います。夏のおどりシーズンを終えてということで質問をさせていただきます。

ことしは梅雨の季節にも雨が少なく、各地で水不足が心配されました。そして、暑かった夏も、さまざまな思い出を残しながら、あっという間に終わったような気がいたします。幸い、おどりシーズン中は天気にも恵まれ、郡上おどり、白鳥おどり、ともに多くの観光客の方においでいただき、盛況のうちに幕を閉じました。国内の各地で事件等が発生している中、警察署、補導員の皆様を初め、多くの方の、見守りのおかげで事件もなく過ごせましたことは、関係者の皆様に感謝をいたしたいと思います。

それでは、この夏のシーズンを通して感じたことを幾つか質問させていただきますので、よろし

くお願いいたします。なお、全体的なまとめは、まだこれからだと思いますので、お答えできる範囲の中で結構です。

最近、徹夜おどりの後の会場周辺を清掃するボランティアグループが大変ふえているように思います。徹夜おどりの会場だけでなく、おどり会場に近い吉田川の河川敷にもごみ袋を持ったボランティアの人が多く見られます。

ある人が言ってみえました。「徹夜おどりが終わると、どこからか多くの若者が自主的に清掃活動に加わっている。そして、近年は本当にごみが少なく、まちがきれいや」と。以前にはこんな話を聞いたことがあります。「徹夜おどりの会場になると、おどり終了とともに掃除に出るのがとっても大変や、若い人がいるところはいいけれども年をとってくると負担になってくる」と、こんなお話を以前は聞いたこともあります。

最初にお聞きしたいと思います。近年の観光客のごみのマナーと、市としての指導、また特色あるボランティアグループの紹介などがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

まず、観光客のごみのマナーでございますけども、これにつきましては、ごみ分別というものが普段の生活で本当に習慣づいておりますので、大変分別のマナーは向上しているというふうに思っております。

しかし、徹夜おどりのごみに限って申しますと、昨年までの4年間は、平均しますとおおむね4日間合計で5.5トンの大変大量なごみが発生しておりますが、その中身でございますけども、やはりどうしても屋台で飲食をしたごみ、こういうものもたくさん入っておりますので、ほかの分別という面に関しましては、ほかの観光施設に比べて分別がややできてないという印象は持っております。

また、特色あるボランティアグループということでございますけども、四、五年前までは徹夜明けにいつもボーイスカウトの方々が清掃活動を本当にきれいにさせていただきましたけども、会員の減少とかの御理由で、いわゆる活動が絶えておりました。ことし実は大変苦慮しておりましたが、新しい試みとしまして、フェイスブックと会場の張り紙、この方法によりまして清掃ボランティアを募集しましたところ、その一つ、インセンティブつけましたのが、参加者には漏れなく良良ちゃんのオリジナル手ぬぐい、また4日間皆勤の方には、同じく良良ちゃんの入った踊りげたというものを進呈しますよと、そういうプレゼントもつけましたところ、結果的には4日間で合計140人の方に参加をいただきました。また、そのうち12名の方が皆勤をされました。そういったことから、これは特色あるボランティアグループ、大変我々もうれしかったわけですが、そういったことの御

報告でございます。

また、参加者の名簿によりますと、NPO明るい社会づくり運動から16名の方に参加いただきましたし、また新聞紙上でも、NTTOB春駒会といった団体がお盆明けに吉田川沿いを清掃して回ったと、そういった記事もありましたので、議員さんお見かけになったのはこういった団体の方じゃないかというふうに推測しております。

以上でございます。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 次の質問のところも、今若干お答えいただきましたので、必要ないかと思えますけども、とりあえず簡単に質問しますのでお願いいたします。

ボランティアの方にそこまで徹底はできないと思いますけれども、分別はしなくてもいいと言われたので何もかもこの袋の中で一緒にいいと言いながら清掃をしてみえた方が何人かありました。缶も瓶もちろん一緒です。集めたごみを後から分別されるのでしょうか。市内のお店屋さんは一生涯懸命、その缶、瓶とかいろんなものを分別をされているのですが、このことについての見解の相違について、今若干触れていただきましたけども、もう少しよろしくお願いいたします。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長(福手均君) 結論から申し上げます。

ボランティアの方には、たしかに分別なしでごみ収集をしていただきました。それを一旦集めまして、翌朝ですけれども、いわゆるおどり運営委員会が委託をした業者が、翌朝分別を完全にしまして、その上で郡上クリーンセンターと北部のクリーンセンターに分けて搬入と、そういうことを4日間繰り返したということでした。

ここにつきましては、若干反省もしておりますけれども、いわゆる朝のボランティアの方には短時間に清掃を済ませるということを優先しまして、分別せずに集めるという方法をとりましたけども、その場において、ボランティアの方から、「分別しなくていいのか」という御質問もあったこともございましたが、その場合には、「後ほど分別します」というふうにお答えしましたけども、そのことが徹底しなかったということは反省として思っております。

来年は、ボランティアの方には、後ほどまとめて分別しますということをはっきりとお伝えした上で、また協力をお願いしますし、またボランティアの方に袋を幾つか持っていて、あらかじめの分別をお願いしながら拾ってもらおうかについては、今後よく検討してまいりたいというふうに思っております。

(8番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） よくわかりました。短時間のうちに清掃をするということで何もかも一緒にいいよと言われるのはわかるんですけども、その後の作業が本当に大変だというふうに思いますので、これもまた、これからいい案がありましたら考えられるといいと思います。

次に、市民の中から自主的に清掃活動が広がる中で、このようなことは必要ないかもしれませんが、シーズン中、どれだけかのまちの美化協力金のようなものを出してもらってはいかがでしょうか。これは、夏はおどりがあってこそその観光客です。この恩恵にあずかっている人たち、特に関係するお店の方なんですけども、これは当然の気持ちだと思いますが、いかがでしょうか。それとともに、ふるさと寄附金の使い道の中に、ぜひ郡上おどり、白鳥おどりも入れていただき、ハード面のみならず、ソフト面での活用を検討されてはいかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 先ほど申し上げましたように、ことしのボランティア募集については、先ほど申し上げた、いわゆる初めてこの結果として140の方が御協力いただき、なおかつ12名の方が皆勤ということで、大変我々もうれしく思いました。

1つには、いわゆる手ぬぐいですとか、げたをつけた点もありますけども、やはり、おどりの方のお気持ちが答えてもらったというのが、大変我々も職員もうれしくて、大変温かい気持ちになった点も事実でございます。今の形で、いわゆる今の御質問、いわゆる地元の商店さん等からのいわゆる美化協力金という御提案かと思えますけども、市のほうとしましては、まずことしの成果の、ボランティアの成果を糧にしまして、より募集方法などを工夫しまして今のボランティア募集を続けると、そういう予定でございますのでお願いいたします。

また、ふるさと寄附金の用途に、おどりを明記する件につきましては、担当の企画課ともよく検討してまいりたいというふうに思っております。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） それでは、最後になりますけれども、おどりの総括といたしまして、宿泊施設が少ないことも挙げられました。また、徹夜おどりの期間中に、対策本部へ観光客が喫煙場所はどこですか、わからなくて聞かれたこととか、おどり会場すぐ近くでおどりの会場があるんですけども、観光客の方にはそれがわからなくて会場はどこですかとか、またトイレの場所は相変わらずですけども、そういうことを聞かれたことも挙げておきたいと思います。

宿泊施設につきましては、高速道路をおりると寸前に郡上八幡のお城が見えてきます。そして次に目に入るのが市民病院だそうです。それをホテルと間違えられて、郡上八幡というところは宿泊

施設も整備されてますねってそういうふうに使われた人を何人かお聞きいたしました。オールシーズンを通しての観光がなければ、なかなか大変なことだとは思いますが、今後何年か先を見据えての宿泊施設の整備についての考えはいかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 郡上における宿泊の現状でございますけれども、少し数字を申し上げますと、いわゆる年間入り込み客、昨年が635万人、宿泊客が約50万人ということで、単純比率としましては、7.9%というのが郡上の現状でございます。

ちなみに、御参考で申し上げますと、岐阜市ですと9.8%、また下呂は45%、高山は49ということで、郡上市は入り込み自体は県下でも多いほうですが、宿泊はさほどでもないというのが現状かと思えます。

今後の対策でございますけれども、確かに市内全体の宿泊施設のレベルアップというのは大変大きな課題というふうに捉えておまして、具体的には、まず一つは特色を出すことが大変大事だろうと、いわゆる食事ですとか施設、あるいはサービスでもその宿の特色を打ち出していき、また全くこれは試行段階でございますけれども、市の北部と南部の宿泊施設の相互利用ということもヒントかなというふうに思っております、例えてみますと、夏に南のほうの宿がいっぱいならば、いわゆる北のほうに泊まっていただいて高速で移動する、あるいは冬のその反対、そんなことも一つ課題と思っておりますし、また大変これ将来的な構想の段階ですが、民間宿泊施設の方の新築、改築に対する市の助成というものも将来的には研究してまいりたいと、そんなことを思っております。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ありがとうございます。

それでは、時間がありませんので、次に移りたいと思います。若者に健康診断の機会をとということで質問をさせていただきます。

昨今、自営業者や非正規雇用などの若年層は、職場での健康診断の機会がないことがあり、毎年健康診断を受けることが難しいと言われております。若くて自分は大丈夫という過信からも特定検診が始まる40歳までは健康診断を受けない人がふえています。それにより、生活習慣病の発見がおくれ、病気の早期発見も見逃すことになりかねません。全ての市民が生涯を通して健康診断を受けられるよう支援していくのが大切なことだと思います。

最初にお聞きしますが、市では30歳代の若年者を対象とした健康診査を独自事業で実施してみえますが、その受診状況と、若年層に向けての受診啓発をどのように取り組んでみえるかをお聞きします。また、30歳代での健診結果における生活習慣病の状況について教えてください。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 30歳代の基本健診に関する御質問をいただきましたが、ただいま議員お示しのとおり、この健診につきましては、医療保険者、いわゆる具体的には国保であるとか、協会けんぽ、こういった保険者にかかわらず、30歳代の市民の方を対象にして実施をさせていただいておる市の独自事業であります。

そこで、平成27年度の健診の希望調査の結果によりますと、2,184人がこの健診の対象者となっております。かかる受診率になりますけれども、36.3%となっております。経年的には増減を繰り返しておりますが、受診率は増加傾向にあるというところであります。40歳以上の、これも御承知のとおり国民健康保険加入者を対象とする特定検診の平成26年度の法定受診率が55.4%ということですので、解しますと、まだまだ健康意識が低い状況、こんなところを課題として捉えております。

未受診者に対する対策でございますけれども、健診内容を紹介するチラシとあわせて、対象者には例年2月ないし3月に、健診の希望調査票というものを全員に配布をさせていただいております。また啓発活動といたしましては、商工会員の皆様方にチラシの配布であるとか、理容師会であるとか市内にあります複数の喫茶店、こんなところに啓発グッズを置かせていただいてPRに努めさせていただくところと、それから特に若い方のお集まりになる各種の地域イベント、こんなところでの健診受診、こんなところも呼びかけをさせていただいております。

市議会の活動の中でも、定期発行の議会だよりにより市民の健康づくり事例の記事掲載、こんなところを通じまして、健診の普及啓発についてお取り組みをいただいていることを大変ありがたく思っております。今後ともよろしく願いいたします。

続いて、この30歳代の健診結果における状況についての御質問でございますが、健診結果から見ますと、男性が女性に比べて全項目において医療機関の受診を必要とする、いわゆる要医療の割合が33.7%、ちなみに女性が19.8%というところになりますので非常に高い状況にあります。また、医療機関受診が必要な方の精密検査の受診率であります。こちらのほうも16.2%と非常に低いところになっておりまして、受診結果は脂質の異常であるとか糖尿病、貧血といった診断になっていきます。

こういった結果につきましては、脳血管疾患、心疾患、または糖尿病等の発症を防ぐ、いわゆる生活習慣病の改善というところが非常に大切になってまいりますので、今後におきましては、医師であるとか、専門であります保健師等により健康診断をより充実をさせていただきたいというふうに思っておりますし、精密検査の受診率が低い状況に対しましては、治療や医療が必要な人を医療機関の受診に結びつける保健指導、こんなところにつきましても、より強化をした取り組みを

今後とも進めてまいりたい、そんなことを思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 4点目につきましては、時間の関係上、まとめて質問をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(渡辺友三君) 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時52分)

○議長(渡辺友三君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時04分)

◇ 原 喜与美 君

○議長(渡辺友三君) 3番 原喜与美君の質問を許可いたします。

3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) お願いいたします。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。3点ほどの質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

まず最初に、大災害の発生時に対する市の対応についてお尋ねをいたします。

近年、我が国では阪神大震災、また東日本大震災、近くには熊本大震災など全国各地で大きな災害が発生いたしております。この東海地方におきましても、東海、もしくは東南海地震の発生が予測をされております。このような地震予測は、できれば外れてほしいものではございますが、万一こうした大災害が発生した場合の市の対応についてお尋ねをいたします。

災害時には、まずは人命尊重が最大の対策でございますので、避難対策、また救助対策が最優先でございます。その対策につきましては、十分に検討され、十二分な対策がなされていると存じますので私は心配をいたしておりませんが、私がお尋ねいたしたいのは次の点でございます。

過去におきまして、全国各地で発生した大災害の被災をされました自治体での対応の中で、各地より支援物資または支援金等の受け入れに伴います被災者への配布支給が、現実にはマニュアルどおりに事が運ばず、大混乱をしたとの報道を耳にしたことがございます。それは支援物資等を被災者に配布する基準が現実とはそぐわず、思いどおりに事が運ばなくて被災者に早く手渡すことができなかつたとの情報でございます。

要因として考えられるのは、被災者の被災内容が一件一件異なり、千差万別、多岐にわたることから一律には基準どおりにできなかったのだということを知っています。支援をいただいた物資等を早急かつ円滑に被災者に配布できるのか、こうした事例から市において万一の場合、マニュアルどおり現場にて本当に事がうまく運ぶのか、その体制、対策についてお尋ねをいたします。担当部長、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、ただいまの御質問にお答えをします。

先般の熊本地震の際に、物資配分の問題点としては、政府が被災地からの要請を待たずに避難所への支援のための物資を調達して緊急輸送を行う、これプッシュ型輸送といいますが、そういう支援が、要するに交通の遮断もあって、被災地の手前まで到達して被災地には実際にはなかなか、避難所までにはなかなか届かなかったと、こういう事例が各災害においては、今までよく見られたわけでごさいます、御指摘のとおりでございます。

岐阜県の事例では、社団法人岐阜県トラック協会との間で災害応援対策等に必要な輸送車両の確保に関する協定ということを決ばれておきまして、被災市町村のこの一次集積地ですね、その配分拠点といいますが、そこまでの輸送をしっかりとやるというふうな手配がなされておきまして、また、その後の避難所等への輸送については、市町村において輸送を行うということになります。

郡上市におきましては、市の地域防災計画におきまして、その輸送計画の中で輸送の効率的な確保、それから輸送の優先順位、車両の確保順位などは規定されておきまして、しかし実際は、やはりその現場の被害の状況、交通の寸断状況、あるいはその支援スタッフ、いわゆる目の前の災害に対することによって追われますから、さらにそのいわゆる兵たんと言いますか、食べ物、飲み物、飲食と、そういうものにつきまして移送するスタッフ、いわゆるマンパワーがあるかどうかと、こういうことが実際の問題になりますので、そういう場において災害対策本部がしっかりと指揮をしていくということが何よりも大事だというふうに思います。

それで、いわゆるそういうふうな取り組みにつきまして、平時においてしっかりと計画をしておくことが必要であると思っておりますけれども、これを「受援計画」と、受ける支援計画と、こういう受援計画というものがございまして、受援計画の中では、やはり早期に躊躇せずに応援要請を国県、それから全国のボランティアにしていくというふうなこと、あるいは、その受援本部を設置して、それに対応する専任職員を置くとか、あるいは現場への権限移譲、それから人的支援の受け入れに対する、何と申しますか、いわゆる民間との連携の中、そして長期間に及ぶ場合のそのケアですね。それから物資支援受け入れに対する留意点としましては、やっぱり配送におけるマニュアルをしっかりとつくっておくというふうなこと、そういうふうなことがうたわれておきまして、郡上市におき

ましては、この受援計画が現在できておりません。

それで、今回の御指摘にもありますし、もともとこれをつくろうというふうな議論を今しておいたわけですが、こういう機会をしっかりと捉えながら、災害来る前に受援計画をつくっていきたいと、こういうふうに思います。

それからもう一つ御紹介をしますと、郡上市社会福祉協議会の中では、この災害ボランティアセンター運営マニュアルというのをつくっておられまして、中を見ますと相当細かく役割、業務、それから管理部門のあり方、それからボランティアの一日の流れ、支援ニーズの流れ、業務の流れ、そういうものを細かくつくってみえます。したがって、社会福祉協議会が県社協等と連携をされまして、こういうボランティアを募り、ボランティアの活動をしていただくと、そういうことにつきましては、比較的細かく、こういうふうなマニュアルをつくってくださっていますので、社協とも大いに連携をしていきたいと思っております。

先般、自治会連合会が自主防災組織として防災研修をされましたけれども、県社協が実際そういう派遣先に行かれた、派遣した職員を、今回、郡上市の自治会連合会の講師として呼ばれまして、南部・北部でこうしたボランティアセンターの運営につきまして、研修会も行われました。今、原議員さん御指摘のように、こういうことにしっかり我々としても対応できるように今から備えたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） ありがとうございます。今、部長の説明がございました受援計画または受援本部でございますが、また郡上市においては、今からということですが、早急に検討いただきまして、支援金を、受援、支援ですか。受援は援助を、支援を受けるでよかったんですね、受援という言葉はよかったですね、はい。失礼しました。

いずれにいたしましても、こうした心配が現実には起こらないことを願うものでございますが、万一の場合の対策ですので、よろしくお願いいたします。私が特にお願いしておきたいなと思ったのは、特に市から各地区の自治会に対しまして、丸投げをするようなことだけはなしにさせていただきたいと。しっかり市で、その対応とか、また指示をしていただきたいということを望んでおります。

また、郡上市におきましては、次のような不手際がなかったかと、ないとは信じておりますが、過去におきまして、ある市におきまして、避難誘導について、避難所の収容人員が2万人から3万人ぐらいのところ、20万人を超える市民に避難勧告、もしくは避難指示を出されたという例がございます。収容人数が二、三万人のところ、20万人の市民に避難しろと言われても、これはできることではございません。このような失態のないように、ひとつよろしくお願いいたします。

ます。

いずれにいたしましても、想定外の事態が起きるのが大災害でございます。したがって、それを予測するというのは不可能に近いわけでございますが、そこを予測、予見して講じるのが災害対策でございますので、困難であると承知しますが、万全の備えをよろしく願いをいたしたいと思うわけでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

道の駅「白鳥」周辺の総括した名称の募集についてでございます。この道の駅「白鳥」というのは白鳥町長滝のところにある道の駅でございますが、この一帯は、白山信仰の岐阜県側の拠点である長滝白山神社があり、白山登拝の登山口である美濃馬場として栄えた地域であります。この歴史あるところに道の駅「白鳥」を初め、白山文化博物館、また仮称ではありますが、あゆパークなど主だった観光施設が集約をされたすばらしい地域となっております。

郡上市北部の白山信仰に係る観光拠点として、市内外に強力にPR発信をするために、この一帯の名称、もしくは愛称を募りまして、大いに観光PRを行うことを提案いたすものであります。せっかくこうした観光施設が集まっていますので、全体を網羅した斬新で記憶に残る名称を考案し、PRすることが大切ではないかと思えます。

また、来年は白山開山1,300年という記念すべき年であることから、白山信仰の岐阜県側の拠点であるこの地をアピールすることも絶好の機会かと思われまます。道の駅「白鳥」への年間の来場者数はおよそ50万人と聞いております。長滝白山神社へお参りされる方々も多くあり、観光客の方々にはオアシス的な存在となっておりますのでございます。

また、年間の売り上げも、聞くところによりますと、道の駅全体で1億円を超す実績を出しておられるということでございます。また、この道の駅「白鳥」を起点に、北の方向には阿弥陀ヶ滝、また石徹白の中居神社、また石徹白には国の特別天然記念物であります大杉など、足を延ばしてもらうには絶好の場所でございます。

周辺地域の観光PRを確立し、この地域の一体的施設のPRを実施すべきことを考えますが、これについて市のお考えをお聞きいたします。担当部長さん、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、お答え申し上げます。

この地域は合併前に白山美濃馬場の里づくり構想と、そういう構想の名前で白山文化の里の拠点づくりを進めておられました。そして平成4年に白山長滝公園がオープンしまして、続いて平成6年には今の道の駅「白鳥」が登録をされまして、いわゆる高速道路の全線開通前ということでございましたが、大変な人でにぎわいまして今に至っていると。ちなみにこの白鳥の道の駅は、当時

県下では6番目の登録という記録が残っております。そして、当時、このエリアを、名前の問題ですけれども、白山長滝公園というふうに呼んでおりましたけれども、いわゆる道の駅の人気の高まりによりまして、道の駅「白鳥」の名前が前のほうへ出まして、今のこの白山長滝公園という名前が、どちらかという後ろのほうに隠れてしまった、そういったことがあろうかというふうに思っております。

また、地元の方の意識としましては、やはり自分たちが住んでいる地域名所である「白山長滝」という言葉に愛着が強いという声も聞いておりますので、議員御提案のこの施設一帯の愛称募集につきましても、現在のところ、いわゆる今の白山長滝公園という名称を再びもっと広く知られますように、看板、あるいはインターネット、パンフレット等でPRしていきたいと、そんなふうに思っておりますし、また、今建てかえる予定をしております道の駅「白鳥」の施設内には、観光案内コーナーを常設で設けるといふ計画もありまして、そこには人を配置して観光案内ということでございますので、その観光案内人にも十分に仕事をしてもらいまして、この地域一体的な観光PRを行ってきたいというふうに思っております。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） ありがとうございます。今御説明のありました白山長滝公園、そういえば私も地元といいますか、白鳥に在住しておりますので記憶にあります、どっちかといいますと、今は道の駅「白鳥」がどうしてもすぐに頭に浮かぶので、白山長滝公園という名称を全く忘れておりまして、今部長から御説明を受けまして、ああ、そうやったなということ認識した次第でございます。

こうした白山長滝公園というせつかく名称があるならば、この名称をしっかり表に出すというか、大きくアピールをされまして、その施設内に白山文化博物館とかあゆパークとか道の駅にあるというような掲示方法を検討していただければ、今では、白山長滝公園が全く隠れてしまっておりますので、何とかそのような検討をしていただけるとありがたいと思います。

それから、この道の駅は「白鳥」という呼称でございますが、先般、南部の道の駅は、「清流の里しろとり」です。同じ白鳥の中に、道の駅が2つあるんですが、長滝は「道の駅白鳥」、南部の今度認定を受けたのは、「清流の里しろとり」、我々は地元ですので、その辺の理解できますが、他方から見えた方は、どっちがどっちやという、何か紛らわしいことがないのかなという私は心配をいたします。

それで今部長、説明をされました、現在の道の駅「白鳥」をもし名称変更が可能ならば、白山長滝というような名称に変えるような御努力といいますか、働きかけをしていただければありがたい

などと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 白鳥は、3つ目の駅がことしの夏に開駅いたしまして、今3つございます。それで、名称につきまして、今おっしゃるとおりですね、いわゆる少し、何といたしますか、いろいろとあって整理が必要という考えを持っておりますけども、ただ全国に道の駅が今1,000以上ございまして、大変一般にも周知されて、それで情報も全部、国交省を中心にして全部の道の駅に、いわゆる全国道の駅のリストを置くみたいな形で広がっておりますので、それを直してもらくと、大変ないわゆる事務的な変更とかも必要ですし、当然、県、あるいは国とも綿密な協議、必要ですが、事態のいわゆる收拾の必要性というのは感じておりますので、またその辺についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

（3番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） ありがとうございます。もしできるならば、わかりやすく改善していただければありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

いずれにしても、今部長から説明受けましたように、あの地域はそうした観光施設がたくさんございますので、その観光案内所等におきましても、十分なPRができるように今後対策をよろしく願いいたしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

戦没者遺族会組織への将来的活動の支援についてお伺いをいたしたいと思えます。

市内には1,800戸ほどの戦没者並びに満州開拓殉難者の遺族の方がおられます。戦後70年以上が経過し、組織の家族も高齢化とともに世帯も交代の時期となっておりまして、遺族会としての事業活動に対する関心も希薄になっているようだと感じております。

この遺族会の活動は、戦没者及び満州開拓殉難者の方々の御霊を弔うばかりではなく、二度とこのような戦争を起こすことのないよう、また二度とこのような悲しい思いをする遺族をつくらないことが一番の願いであると聞いております。私たちが今平和に暮らしていただけるのは、平和な日本の未来を夢見て、尊い命を犠牲にして戦いに散華されました戦没者の方々の御加護の賜物だと私は思っております。恒久平和を願う私たちにとって、この尊い命の重さ、遺族の方々の深い悲しみを風化させない、また忘れることのない永遠に意識を維持するため、市として遺族会組織について、将来的に維持可能な対策の検討をお願いしたいと思っております。

御霊の祭礼等の式典に対しましては、宗教的な要素から諸問題が存在するようでございますが、

遺族会の方々の願いとしては、未来永劫絶対にこの出来事を風化させないで語り継ぎ、恒久平和を願っておられるのが現状でございます。また、式典等についても、そうした要素は全くないということをお聞きいたしております。会の運営、行事の実行等につきましては、高齢の役員さんたちが必死で準備、または実施をしておられます。この状況はとても長く続くものではないと思われま。すが、いまして、関係者の方は、5年、10年先の運営が心配だと言っておられます。将来的な展望から、市としての取り組みについてお尋ねをいたします。担当部長、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） それでは、お答えをいたします。

昨年でございましたが、郡上市遺族会の方々によって、昨年はちょうど戦後70年という大きな節目の年、そんなところもございまして、貴重な戦争体験の記録史というものを発刊をされております。この記録史によりますと、郡上市内の戦没者及び満州開拓殉難者の方の人数でございますけれども、合わせて4,179人というところの記述がござい。ます。戦後、ことしは71年目というところを迎えまして、現在の日本の平和や豊かさは、祖国のために多くの尊い命の犠牲の上に築かれていることを私たちは決して忘れてはならないと思っ。ているところでございます。

そこで現在、郡上市では、遺族会の方々によります、いわゆる主催によります郡上市の戦没者、満州開拓団殉難者の方々の追悼式、また各地区におきましては、慰霊祭が実施をされているというところでありま。すが、市内16地区で行われております慰霊祭でございますけれども、自治会の主催によるものが4地区、自治会、遺族会及び戦友会の主催によるところが1地区、そして、遺族会の方々が主催される地区が11地区ござい。ます。

そして、郡上市戦没者追悼式でございますけれども、毎年10月にとり行われておりまして、平成25年からは会場を大和総合センターにされまして、献花方式をもって挙。行され、昨年度、平成27年度のこの式典におきましては、市内各地域から遺族会の方々、そして来賓、合わせて292名の方が御参列されております。

遺族会の会員数でございますけれども、合併当時の記録を確認いたしましたところ、平成16年当時は、2,092名の会員の方がお見えでござい。まして、今年度は1,767名と、当時に比べまして300名余の方の会員数の減というところになっておりますが、先ほどお示しありましたように、高齢化の進行もござい。まして、会員数が年々減少の傾向にあるといったところで、追悼行事の運営に係る諸課題につきま。しては、行政といたしましても承知をさせていただいているところでございます。

戦後、ことし71年を迎えまして、戦争を実体験された方が減少している中にありまして、戦没者や殉難者の方々のかけがえのない生命をもって示された戦争の悲惨さと、それから平和の尊さを次の時代につないでいくことは、今を生きる私どもの責務であると、そんなことも考えているところ

でございます。

そこで、市におきましては、遺族会の活動を維持継続をいただくために、会員数に応じた活動補助金の交付など、側面的な支援を行っているところでございますけれども、市域を対象として挙げておみえになります戦没者追悼式につきましては、岐阜県または近隣では関市であるとか美濃市のように、行政が主催をしてみえる事例も伺っているところでありまして、この行事の取り扱いにつきましては、その中心となって御尽力されてみえる郡上市遺族会の皆様はもとより、関係する自治会等の関係の皆様方からの御意見をお伺いする中で望ましいやり方を検討する必要があると感じております。

また、各地区において挙行されてみえる戦没者の慰霊祭、こういった行事につきましては、地域の実情を踏まえて、旧町村を対象として実施をされてみえる地域もあるというふうに承知しておりますけれども、行事を支える人的、物的な課題に係る遺族会の皆様方のお声をお伺いする中で、行政としてどのような支援が必要であるか、そんなところにつきましても、あわせて検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(3番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。ただいま部長さんからの御説明のように、遺族会の人口といいますか、家族は減っていくばかりということと、高齢化するばかりということで、その追悼式等についてもなかなか開催が今後は難しいんでないかということに関係者から聞いておりましたので、今お答えがございましたが、他の町村におきましては、行政で指導して行っておられるところもあるというようなことも今お聞きしましたが、将来的には遺族会そのものではなかなか難しいかなということも思いますので、そうした検討等も真剣に考慮していただければありがたいと思います。

以上で、私、3点の質問は終わります。大変早く終わっちゃって申しわけありませんが、これで私の質問の内容は終わりましたので、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(渡辺友三君) 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定します。

(午前11時32分)

○議長(渡辺友三君) 若干時間前でございますけれども、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時57分)

◇ 武藤忠樹君

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、私は郡上市の教育についての1点の質問をさせていただきます。

最初に、学校、社会、家庭教育の連携と現状の取り組みとして、地域の教育力について質問してまいります。

学校、家庭、社会教育の連携が叫ばれて久しいのですが、最近、学校や家庭と地域の連携がかつてほど言われなくなっているのではないかと思います。中学校を境にして、中学校以降ですが、地域の管理の対象から中学生以降が外されるというある一線が暗黙裏に設定されているのではないかとさえ思っております。地域での子育て等の現状の取り組みについて、お伺いしたいと思います。さまざまな取り組みが決算の中で行われていることをお聞きしましたが、私はこの地域の教育力なくして地方創生はできないものだと考えております。郡上市民皆が己の地域に自信を持って進むことこそが最大の地方創生像と考えますが、御所見を伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 失礼します。武藤議員の指摘していただいております地域の教育力の低下を危惧する声は、全国的に上がっております。私も教育長としまして、郡上市の実態については非常に心配をしておるところですが、その地域の教育力を示す一つの指標として、最初に全国学力状況調査でわかっております地域の子どもたちの実態について、データを紹介させていただきます。

小学生・中学生に、それぞれ「今住んでいる地域行事に参加していますか」という質問をしたところ、小学校では6年生ですけれど、全国平均で39.1%の子が参加していますよと答えました。郡上市においては63.5%の子が参加をしているという答えでした。同じく中学生、3年生ですけれど、同じ質問で、中学生については、全国では19.1%、郡上市においては34.5%ということで、住んでいる地域行事に参加していることについては、郡上市の実態としては全国よりもはるかに高いということでございます。

その背景にどのようなものがあるかということですが、一つは近年、公民館活動における児童生徒が主体的にかかわっていることが挙げられるのではないかと考えております。例えば、相生地区の公民館においては、中学生理事制度、生徒が公民館のスタッフの一員として、企画会議からイベントの当日の司会、裏方まで行っているということで、23名ほどが参加しているということですし、それから朝市とかイベントの当日のお手伝いとして、相生小学校の小学生の子がサポーターをしているということで、理事の前の段階でも協力をしている。さらにその理事を体験した人が、現在で

は公民館主事として活動をしてみえるということで、そのようなサイクルが定着していること、このことについては、教育フォーラムでも広く紹介されたところですが、この影響もあってか、白鳥地域公民館においては、高校生が同じように企画運営に参加して、夏フェスタとか新春ふれあいのイベントをやっておりますし、和良地域の公民館では、ミニバレーボールの大会等の運営を中学生がやっております。また、大和地域のところでは、短歌教室のボランティアに参加しておりますし、八幡町の公民館については、餅つきとかクリスマスのイベント等に中学生等が参加しております。これらのことは専任の主事をしていただいている方の働きかけによることが多いかと思いますが、このように多くの子が地域の行事に参加するようなきっかけを一つはつくっていただいていることが挙げられると思います。

重ねて、家庭教育についても学ぶ機会を、幼児教育の学級であるとか、小学校、中学校においても年々その充実を深めていることとか、地域挙げての郡上かるた等に取り組んでいただいていることは、ひとつの成果であり、このことが先ほど言いました数値を高くしてはいるのではないかなと思っています。

現状について、私のほうから報告させていただきました。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

続きまして、自然体験、農業体験、ボランティア体験等についてであります。これも先日の決算の中でさまざまな取り組みが行政として行われていることは、承知しておりますが、以前、「森のようちえん」といったタイトルで見守り力について質問したことがございますが、この中でやはり今の親、大人たちの自然の中での見守り力の問題も指摘されたこともわかっておりますが、現在、この自然体験については、インストラクターといったこともありますので、そういったインストラクターの活用により、市内の子どもたち、幼児に、特に幼児ですが、より多くの自然体験をさせたらと思っておりますが、最近の子どもたち、スクールバスでの登下校が本当に多いです。

それから、地域に帰れば少子化ということもありまして、家にこもりがちということもありまして、自然体験学習の機会が非常に減少しているように思っております。これにつきましての御所見を伺いたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 御指摘の自然体験学習については、例えば、漁業協同組合とNPOの法人と連携しまして、自然体験活動のインストラクターを講師として体験学習を進めております。例えば、魚の稚魚の放流とか、それから飼育、それから川遊び、釣りとか、それからカヌーとかラフティング等、また登山についてもインストラクターを利用して大日岳の登山、それからキャンプ等に

活用をさせていただいておる次第です。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

私たちの子どものころは、本当に山であり野原であり田んぼが私たちの遊び場でありましたが、今の子どもたちにはそういった交通、車の問題もありますし、環境の問題もあって、非常にそういったことができにくい状態にあります。できるだけそういった行事、行事でなしにそういった自然の中に体を置いて、いろんな体験ができる。

先日、これは笑い話みたいな話ですが、都会の子どもと田舎の子どもと一緒に合宿したときに、指導者の方が「田植えの経験のある人」って言ったら、都会の子どもがみんな手を挙げて、田舎の子どもは一人も手を挙げなかったという笑い話みたいな話もありますが、身近にあり過ぎて、やっぱりそういった農業体験等もこの郡上市では行われなくなりつつあるのじゃないか、そんな気がしておりますので、そういった点にも御注意いただいて、子どもたち、特に幼児ですけれども、自然の中で暮らす自然体験を数多く体験できる機会をつくっていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、修学旅行であります。この修学旅行といった問題は、その目的は時代とともに大きく変化してきたと思っております。私たちのころは、やっぱり家族旅行といったそういったこともなくて、この修学旅行が非常に学を修めるといった意味よりも、物見遊山的な旅行であったなという思いはしないでもないんですが、最近、修学旅行をやめるところも出てきてますし、いろんな問題も起きてます。

先日の決算で、郡上市の中学生が、非常に東京へ行く機会が多いんですね。いろんな研修として、夏休みの研修、さらにどうも中学生は東京のほうへ修学旅行へ行ってるということで、この辺の住み分けといったらおかしいですけども、修学旅行のあり方について、現在の現状と今後のことについてお伺いしたいと思います。

私自身といたしましては、かつて郡上市内では、合併以前、美並村とか高鷲村では、中学生は全て海外研修がありました。郡上市になって合併して1年、2年、2年間はオーストラリアのほうへ海外研修も行われていましたが、予算の関係もありまして、その後中止になりました。今それが夢づくりといった事業で行われているわけですけども、この修学旅行、郡上市の中学生を東京でなしに海外へ連れていくといったことも含めて、そんなことは不可能なのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、修学旅行についてお答えしたいと思います。先ほど武藤議員より農業等の体験についても御質問ありましたので、そのことについて先に申し添えさせていただきますが、稲作とか、それから畑のことにつきましては、小学校において、大体22校中10校が稲作体験を行っております。それから、中には餅米をつくって、それで餅をついて、餅花といいますか、地域の文化を広めたり、それからお礼をするとか、そういう活動につながっているところもあります。

それから畑作体験についても、同じように22校中10校が行っておりますし、石徹白でいきますとトウモロコシとか、高鷲でいきますと大根を、地域の保護者、それから祖父母の方、またはJAの方に協力いただいてやっているということです。

また、お尋ねの林業体験についても、小学校においては22校中9校の41%のところは林業体験しておりますし、中学校については8校中2校、25%が行っておるということを申し添えさせていただきます。

では、お尋ねの修学旅行についてでございますが、修学旅行の目的については、大きく2つのことがあると思います。1つは、本物に触れるということです。実際に小学校においては、社会の教科書に出てくる場所等を実際に見てみるとか、文化財に触れてみるということで、本市の22校の小学校については、京都・奈良への修学旅行、一泊二日で行っておるということでございます。

中学校においては、8校のうち7校が東京方面へ、それから高鷲中学校については広島へ行っているということです。東京方面へ行っているところについては、国会議事堂とか最高裁判所、日銀等のところの見学、それから広島に行くには原爆ドーム等の見学をしているということでございますし、それ以外のところで見学場所については、本物の芸術に触れるということで、演劇の鑑賞を入れている学校もあります。その他、テーマパーク——ディズニーランドとかそういうものなかなか行く機会がないということもありまして、中学校については関西方面へ行っているところもUSJ等のテーマパークも見学しております。

ただ、それと日ごろの勤労体験等を兼ね合わせて、例えばディズニーランド等で働く人方の接客の方法とか、配慮事項について講演を受けた後、ディズニーの見学をするということで、そのスタッフの動き等も見てくるようなこととも結びつけて指導をしておるということです。

さらに、目的の2つ目になりますが、集団生活の訓練ということで、よりよい人間関係を築いていく力とか、公共の精神を養うこととか、それから社会性を養うということに力を入れておりますが、当然、宿泊研修でございますので、それぞれ活動する中で多くの方に迷惑をかけないでいこうと、そういうこともありますし、それから中学生について、また小学校もそうですが、現地での行動を公共交通機関を使って班別でテーマ研修を行うことをやっております。郡上市内にいると、なかなかスクールバスとか自宅の車で送迎がされるために、公共交通機関、地下鉄等の乗る機会がないということで、それをグループで体験しながら、しかも一番平日に行うことが多いので、ラ

ッシュ時といますか、たくさん人がいる中で行動していく、そういう都会の文化についても触れるという意味で、そういう体験を入れています。中学校については、先ほど言いましたように、関東方面に7校、広島に高鷲中学校が行っているということです。高鷲中学校は、平和学習の一環として取り上げておりますので、原爆ドームを訪れたり、それから被爆された方の体験者のお話を聞いたり、また戦争の悲惨な記録等に目を向けて、それから自分たちはどうするべきかと、自分たちのできることはどんなことがあるか等を学校に帰ってまとめていくということを行っておりますし、関東へ行く7校については、1年生のときに学んでいるふるさと学習、主に郡上の中での体験、自然・文化・歴史等を学ぶ、例えば、ひるがの研修とか、大日岳の登山とか、長良川でのラフティング等、また郡上にあるケイチャンをつくる学習とか踊りの学習とか、そういうのをやった上に、2年生においては、勤労体験については昨日述べたように2年生で市内の企業で体験をすると同時に、海のない県でございますので、2年生については海での宿泊体験を経験するという事で、若狭湾とか能登島での宿泊研修を位置づけております。

さらに、その上に立って中学3年生は、異なる土地、広島・東京といったところの企業、それから都市を訪ねることによって、郡上と異なる生活様式に触れたり、郡上と比較することで新しい世界の認識と、それから今後自分の将来への発展についての進路指導の一環として行いたいと、知識を高めていくというふうで行っていることが今の東京研修、それから修学旅行等の研修の現状でございます。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

まあ大体そのような修学旅行が行われていることは、私も十分承知してはるんですけども、この間の決算の中で、この予算執行実績報告書の中に、中学2年生を対象に大都市の中で新たな文化に触れたり、多くの人とかかわることを通して郡上を見詰め直す、郡上市中学生東京都港区交流活動を実施。こういった事業も行われているわけですね。ということは、2年生でも港区行って、またさらに東京へ3年生の修学旅行で行くという形で、何かこの中学2年生のときに港区で交流をやって、またということが、そういう修学旅行になるんじゃないかなって思いもしましたので。

それと今家族旅行とか、もう中学校の卒業旅行として、友だちだけでディズニーランドへ行くというグループもあります。そういった形で非常に身近になりつつある、そんな社会背景の中で、私は郡上市がかつて行っていた海外研修が復活できないものかと、英語教育といったこともありますし、また広い視野を持つ意味でも、そういったことに取り組めないものかなって思いがして質問をさせていただきましたが、非常にいろいろ研究しとる中で、この海外研修、修学旅行として海外へ

中学生が行くことは非常に難しい、リスクもあるし、もちろんデメリットもありますが、メリットもあるということで、非常に取り組みはしにくいことだと思います。国としての考えもあると思いますが、私自身は郡上市としてかつて行っていたこの海外研修といったものを、何らかの形で復活させることができないものかと思ってこの質問をさせていただきましたが、これ市長に答えて——教育長がいいんですかね、ちょっとその辺の海外研修についても、海外を含めた修学旅行といった取り組みについても、ちょっとお考えを伺っておきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 最初にお尋ねになられた2年生の港区交流については、いろんな交流を今まで小学生も来てくれたことであって、なじみのある地区に交流をしているわけですが、市内の中学生20名を派遣しております。これは主に郡上を担う人材を育成するというので、それぞれ夢を書いた論文を提出していただいて、その中で審査をして20名を選出しておりますし、この子たちを追跡していくと、多くの子が生徒会のリーダーとなり、翌3年生になったときに生徒会交流会とか、それから市長の懇談会等でそれぞれ学んだ広い視野を持って、言葉を述べてくれているので、その20名を青山に送ることはリーダー育成という意味では成果を上げているのではないかなと思っております。

海外については、かつてそれぞれの町村でも行われていたということで、現在はその海外にかわる部分のところでリーダーを育成する見識を広げる部分ということで港区を継続していただいていること、さらに同じようにALTを7名雇っていただいていることがあります。このことも大変ありがたいことで、一般的にはこれをDVDとかその他のものにかえて英語教育を進めている地区もあるようですけれど、子どもたちが疑問に思ったことを質問して答えてくれるALT、その場に応じたことや文化を言葉で知らせてくれるALTというのは、非常に学校においては大切であるし、それから英語を教えてもらうというよりも異文化を教えていただくという意味では、その活用には本当に現場としてはありがたく思っている次第です。

なお、海外研修も大切だとは思いますが、今後、そういう異文化を伝えていく生の声を聞けるという意味で、ALTの活躍を期待しているということでございます。

以上です。

（14番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

子どもたちにとって、この学を修めるといった修学旅行がどんな形で行われるのか、今後もいろいろと研究をしていただきたいものと思っています。

では、続きまして、次の質問に移らせていただきます。これ命の教育、非常に曖昧とした質問なんです、私自身もことしの7月に母を亡くしまして、この命といったものについて、非常に勉強させていただいたんですが。

現在、核家族化とか介護施設等ができたり、いろんな社会変化の中で、社会全体がこの命に対する意識の希薄化が進んでいるように感じざるを得ないような事件が多発しております。我々の価値の社会では考えられぬような親子での事件とかみたいなことが様々起きていますが、私は浄土真宗、仏教の家系におりますので、生病老死といった四苦の、仏教でいう4つの苦勞といった形を学んでおるわけですが、そういったことを感じる機会が本当に少なくなっているんじゃないかなと思ってらんです。

この決算でゼロ予算の中で、地域子育て支援拠点事業として、赤ちゃん触れ合い体験が行われます。また、生涯学習振興事業として夏福祉体験事業、これは福祉ボランティアの体験として、こういった社会教育課として事業を取り組んでみえることはわかっておりますけれども、私は社会全体でこういった命の教育ということに取り組む必要を感じておりますけれども、御所見を伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 武藤議員の指摘のように、私も子どもの命が奪われる報道がされるたびに心を痛めておる次第です。郡上市教育委員会では、命や人権を尊重した、それを基盤とした教育を行っております。特に、平成24年度に郡上市命のカリキュラムを作成しまして、命にかかわる命の教育の充実を図っていることでございます。

その内容につきましては、小中学校においては保健や理科の授業、さらに道徳の授業等で、生命の誕生の仕組みや、それから不思議、命の尊さについて勉強をし、その命の尊さを実感できるような指導をしておりますし、それから、今説明がありましたように、各中学校においては、赤ちゃん触れ合い体験を実施して、子どもたちが実際に赤ちゃんを抱っこしたり、それから迎えることのいろんな配慮をすることで、命の尊さについての体験を継続的にやっております。

さらに、どの学校においても、年3回以上、命を守る訓練を実施し、過去の災害等の実態から自分の命は自分で守るという訓練を行うとともに、守った命を地域や人のためにどう生かしていくのかということを考える機会としておりますし、近隣の保育園、幼稚園と一緒に避難訓練を行うというようなことで小さな子の命を守っていくというような体験にも力を入れておるところでございます。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） この問題、非常に難しい問題でして、私自身も最近よく思うんですね。この生病老死といった形で、母が亡くなって、老いて死んでいく、いずれ私にもそういうときが来るんだなということを非常に身近に感じれる年にもなってきましたが。この中学生の赤ちゃん触れ合い体験、これも非常に重要なことだと思いますけども、できれば、この高齢者の方々と交流するといったことで、この老と死について、やっぱり取り組める機会が設けられたらなという思いもします。

赤ちゃん触れ合い体験は、ともすれば生命力溢れてますから、逆に言うと今度は、死といったものは非常に中学校には難しい問題かもしれませんが、老いる、死ぬといったことについてのやっぱり体験、身近に感じれる機会を今後つくっていく必要もあるんじゃないかなと思ってますので、できましたらそういう機会をぜひとも中学生の段階で取り組んで、赤ちゃん触れ合いは僕は小学校でもいいんじゃないかなって、中学生になったらもう少し違った面でこの命の教育がやっていただけたらなという思いもしてますので、一度お考えいただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、これも非常に難しい問題ですが、歴史教育についてであります。最近よく思うんですが、私たちの世代は両親、または祖父母が戦争の体験者であって、私、昭和25年生まれですが、昭和30年代前半までは、太平洋戦争の爪あとがまだ残っていたように思っております。この戦後70年——まあ71年目なんです——を経た今日、今こそあの戦争を含め、社会全体が、日本の近來、明治・大正・昭和の歴史を振り返る必要性を感じております。国、地方の歴史を学び、過去があって今がある、そういった今に対する考えとともに、対応するとともに現在に対応するに、この未来に向かって、未来に向かう必要性を感じておりますけれども、これにつきまして御所見を伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 歴史教育について、小中学校でどのような指導がされているかを先に説明したいと思います。

小学校の学習では、日華事変、それから第二次世界大戦、日本国憲法の制定、さらに東京オリンピックの開催などについて調べ、戦後、我が国が民主的国家として出発し、国民生活が向上し、国際社会の中で重要な役割を果たしていることがわかるような指導をしています。

さらに、中学校の学習においては、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治、外交の動き、中国などアジアの諸国との関係、欧米諸国との動き、それから戦禍の国民の生活などを通して、軍部の台頭から戦争終結までの経過、それから大戦が人類に惨禍を及ぼしたことの理解をさせるような指導を行っております。特に御指摘の2つの大戦を含めた近代から現代への歴史学習においては、国語や公民等の学習と関連させながら、平和学習と結びつけて学習を行っている次第

です。

それぞれの学校においても、戦争体験をされた方、また昔の暮らしの生活の中から高齢者の体験談をお聞きする学習も位置づけております。八幡小学校においては、3年生が社会科総合学習の中で地域の方をお招きしてお話を聞いておりますし、先ほど紹介しました農業体験とか林業体験をされる中に高齢の方がお見えですので、その方々を招いて作物をつくる技術とともに当時の苦労の話、それから戦争等にかかわることのお話をいただいている学校もあります。それから、読み聞かせ等の時間で取り上げた題材によっては、戦争体験を体験されたことを加えて話をしていただいておりますし、遠足等で訪れたところにおける方々のお話を聞くことも設けております。

中学校においては、大和中学校の例で言いますと、戦争体験の話を聞いた後、国語の教科書でも戦争の教材を扱っておりますので、そのこととまとめて今後自分たちはどうあるべきかとか、さらにわからないことを質問するような時間を持っているということです。

それから明宝中学校においては、2年生の総合学習で、戦争体験等をされているお年寄りから聞いたことをまとめていく学習をして、それらを冊子にまとめて、さらに後輩たちにそれらを紹介するというような活動を通して、戦争の苦労されたこと等を通して勉強をされているということで、歴史から自分たちが今これからどう生きていくべきかということを学んで、これからの社会の担い手として生き抜くためにどうあるべきかということを考えている、そういう学習をしておりますし、そのことを通して、次の担い手となる郡上人がたくましく、しかも思いやりのある人にと育ってくださることを教育長として期待しているところです。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。近代史といっても戦争のことが、太平洋戦争のことが中心になると思っておりますが、私、地方の歴史といったこともやっぱり子どもたちに学んでいただきましたと、郡上学といった形で今取り組んでみえると思うんですが。

先日、私たちのところでお神酒がありまして、200とかのお神酒ですが、そこで地域の、寺本区なんですけども、その高齢者の方と話す中で、私の寺本地区には戦没者はゼロなんです。そういうことを話聞かしまして、初めてわかったんですが。私たちのお宮に参った人は、戦争に行っても一人も死なずに帰ってきたということで、あそこのお宮へわざわざお参りに来た人がいるんだって話も聞かさせていただきましたが、そういった地域のいろんなことが高齢者の方と一緒にお酒を酌み交わすと聞く機会があります。そういったことが、我々聞いて、またそれを次の世代に伝えていくことができるんですが、今それをやらなかったら、きっと途絶えてしまうような地域の歴史といった問題もいっぱいあると思うんですね。できれば、その郡上学の中で今度、江戸蔵屋敷ですか、そういった形で都市農村対流交流イノベーションプロジェクトといったものを組まれて、こ

の江戸蔵屋敷、それはそれとして非常に大切なことだと思んですが、そこへ至るまでに、やっぱり薄っぺらな郡上学を持って江戸に行ってほしくないなど、しっかり勉強した人たちがこの江戸へ行ってほしい、江戸へと言うのもおかしいですけども、このイノベーションプロジェクトについては、そういった気持ちで取り組んでいただきたいなど。「郡上のこれまでと今を学び、郡上のこれからを考え、行動する郡上学」、そうありますので、そういったものがアピールできてこそ初めてこの都市農村対流交流イノベーションプロジェクトが成功するものだと思っております。

この歴史といったものを非常に私たちもそうですけれども、今私も一気に学び直す日本史といった本を買ってきて、この日本史の勉強をし直してありますが、ここには私たちが学ばなかったことがいっぱいあります。そういった機会を私たち郡上市民みんなが持つべきだと思いますが、郡上学の中で当然取り組んでみえることだと思いますけれども、ちょっと市長の御所見が伺えたら、郡上学についてのお考えを伺えたらと思いますので、お願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まさに御指摘のとおりでありまして、郡上学というのは、単なる郡上の物知りとかいうような感じの、あるいは豆知識というような形で、その寄せ集めということではなくて、やはり我々の先人がこの地域でどんな歴史を刻んできたかということ、これは恐らく掘り下げれば掘り下げるほど深いものがあるんだろうというふうに思います。

近年、郡上学ではありませんが、日本の歴史でも、今そういうテレビ番組もいろいろありますけれども、私たちが中学生、高校生のころに学んだ日本の歴史というものと、今さらに研究が進んで、実はこうだったんだという歴史は、かなり違うということからしても、やはり歴史認識というものは、これもやはり研究が進むにつれて、いろいろと深くなっていくものだというふうに思いますので、当然、我々郡上学という形で郷土のこれまでを学び、これまでと今を学び、これからのことを考えるというものの中には深いものがなければいけないと思いますし、そういうものがなければ、やはり仮にそれを東京へ持ってっても大阪へ持ってっても関西へ持ってっても、深く共感をしてもらえるということはないと思いますので、その点はやはり心してかからなければいけないというふうに思っております。

先ほど来、いろいろなお話が出ておりますが、私も本当にこれ、生きて体験をした人たちは、もう本当に日本全体の、あるいは郡上でも、自分の生身をもって体験をされた方は本当に数が少なくなってきたので、やはりこういう時代の中でそういう人たちの生の声をお聞きをする、あるいはいろんな資料に触れるということが必要だろうと思います。

そういう意味で、ことしの4月に開館した高鷲の開拓記念館というようなところも、市民の民さ

んにもあまねく訪れてもらいたいと思いますし、また小中高生の皆さんにも、やっぱりそういうものに触れてもらいたいというふうに思っております。

また、この前東京の修学旅行という話がありましたが、できれば、この前青山の「郡上おどり in 青山」へ行った際に、何人かの方に私もつれていってもらったんですが、新宿の平和記念館だったでしょうか、ああいうところへ訪れて、またそのいろんなものに触れるということの中で、やはり深く歴史を学び直すということがありましたけども、そういう折に触れ、そういった可能な限りそういうものに触れながら、歴史というものを学んでいく必要があるというふうに思ってます。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。私自身も郡上の歴史、いろんな郡上の文化といったものは勉強しなければということで、この質問をするに当たりまして、いろいろ勉強させてもらって、これ豆知識なんですけれども、郡上おどりといえば、「かわさき」が非常に代表するあれなんですけど、「かわさき」といった曲は、民謡として「7・7・7・5、7・7・5」でできて、「7・7・7・5」、ところが「春駒」も一緒なんです。ですから、「春駒」と「かわさき」が同じ歌詞で節をかえてやれるんだなど。日本の歌謡曲には、この「7・7・7・5」といった歌謡曲がものすごく多いんですね。こういった日本の民謡の文化といったものも、郡上おどりを通じて学ぶことができましたが、今後、こういった形でいろんな歴史を学びながら未来につなげていけたらと思っておりますが、ぜひとも教育は郡上の未来を輝かせる大切なアイテムでありますので、今後、この教育にしっかり力を入れていただきたいとお願いしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、13番 上田謙市君の質問を許可いたします。

○13番（上田謙市君） 議長より発言の許可をいただきました。一般質問をさせていただきます。勝手ながら通告しております項目の順番ではなしに、「ふるさと寄附」の実績と今後の取り組みについてを最初にお尋ねをいたします。

郡上市では、「ふるさと寄附」という名称、名前でありますけれども、全国的には「ふるさと納税」と言われております。このふるさと納税は、2008年、個人住民税の寄附金税制が拡充をされて、地方自治体に対する寄附金のうち2,000円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね2割を上限とする金額が、所得税とあわせて税額控除されるものと聞いております。そして、昨年4月には、確定申告をする必要がない給与所得者などが寄附金控除を受けやすくするためのふるさ

と納税ワンストップ特例制度というシステムが導入されております。

このふるさと納税では、多くの自治体が寄附をした人に対し、寄附金の額に応じてその地域の特産物などをお礼の品として、いわゆる返礼品として送付しております。

本年6月、総務省は平成27年度のふるさと納税に関する現況調査結果を公表いたしました。その内容は、全国全ての地方団体、都道府県市区町村あわせると1,788団体あるようでありまして、その地方団体のふるさと納税の受け入れ金額と受け入れ件数や、受け入れなどに関する費用などが明らかにされておまして、全国での受け入れ金額は1,653億円で、前年26年度に比べて約4.3倍となりました。受け入れ件数については726万件で、これも約3.8倍に急増したとのことであります。

そこでまず初めに、郡上市がふるさと寄附として受け入れた金額と件数、それに伴う返礼品などの諸費用はどのようであったか、あわせて、郡上市民が他の自治体へふるさと納税したことで発生する郡上市の個人住民税控除額はどのようであるか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） まず、平成27年度の郡上市におけるふるさと納税、ふるさと寄附の寄附額でございますけど、岐阜県下43——これは県を含めますけど——市町村中23位の817万5,000円でございます。件数につきましては、同県下22位の200件ということになっております。これは平成26年度に比べまして、金額では761万円の減、件数につきましては、133件の増となっております。金額が減った主な理由でございますけど、26年度におきましては、1,000万円という、一口1,000万円という大口の寄附があったことによるものというふうに考えております。

続きまして、個人住民税控除額、返礼品などの諸費用等についてのお尋ねでございますけど、返礼品の費用、それから広告宣伝費、それからカード決済等に係る事務的な経費としまして、104万4,000円かかっております。

それから先ほど議員が言われました住民税の控除ということでございますけど、これは当然、郡上市の市民が他の市町へ寄附した場合でございますけど、先ほど上田議員が言われましたように、市民住民税の20%までについては、翌年度の住民税から控除されるということでございますので、郡上市も来年におきまして控除される金額があるということでございますけど、その金額につきましては512万円8,000円ということになりまして、合わせますと、差し引きますと203万円がまだプラスということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） ふるさと納税に関する現況調査結果によりますと、昨年度ふるさと納税の

受け入れ金額と受け入れ件数が増加した主な理由はという問いに対して、次のような答えが上がっております。返礼品の充実、ふるさと納税の普及定着と答えた地方団体が半数を答えておりまして、ふるさと納税枠の拡大、ワンストップ特例制度の創設という制度の拡充が図られたということや、クレジットによる納付ができるようになったということなどが、この受け入れ金額と受け入れ件数が増加した理由であるというふうに答えております。

今、市長公室長からお答えになりましたように、郡上市においては817万5,000円の受け入れがあり、これは返礼品に限っては、この現況調査結果を見ると53万5,000円ということですが、その金額でよろしいでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 返礼品につきましては、70万9,000円ということになっておりまして、需用費が14万4,000円、役務費が15万7,000円等々でございますので、報奨としては70万9,000円でございます。

（13番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 総務省のこの現況調査結果の市町村別の数字を挙げてみたんですが、返礼品については53万5,000円というふうな数字が載っておりましたので、それで計算をしたんで、ちょっと正確ではありませんけれども、それでも受け入れ金額に対して10%以下と、返礼品に使うお金がということだろうというふうに思います。

以下、この総務省のふるさと納税に関する現況調査結果の数字をもとに、近隣の市の様子というか、状況をちょっと計算してみました。ただ、今この郡上市においても、この総務省での統計と多少誤差があるように違いますので、不正確な面はお許しをいただきたいと思うわけですが、ただこの返礼品の受け入れ金額に対する比率というのは、それほど変わってこないと思いますので、ちょっと申し上げますと、美濃市においては2%、そして関市においては40%ほど、そして下呂市においては十五、六%、高山市においては四十七、八%、実は計算したんやけども、ちょっと正確な数字だと思うんですが、郡上市で言われた数字と総務省のこの表の結果が違いますのでアバウトな言い方をしたんですけれども、そのようなことでした。

それで岐阜県下で最もふるさと納税を多額に受け入れた各務原市においては、これは実に3億2,409万1,000円受け入れによって、1億数千万円返礼品に使っておるということで、40%を超しておると。美濃加茂もそのようなことでありました。そして、日本一ふるさと納税を集めた都城市に至っては、42億3,000万円ほど集めている中で、30億円を超す返礼品にお金をかけておるといって使っておるということでありました。

そうしたことを思うと、ふるさと納税の受け入れ額をふやすには一つの法則があるんであろうと

いうことを思います。それは、ふるさと納税の受け入れ額をふやすには、返礼品にお金を使うことが必要条件であり、多額なふるさと納税を受け入れるためには、受け入れ金額の、今40%以上を返礼品に充当する、そして、受け入れ額と返礼品の金額のその総額は、ある程度、比例の関係にあるということとも言えると思いますし、さらに返礼品は多様にそろえるということも、これは肝要なことであろうというようなことを私なりに思うわけであります。

それでもう1点、室長にお聞きをしました個人住民税の控除額のことでありますけれども、ふるさと納税制度では、それを受け入れる自治体が、ある一方で制度を利用して、他の自治体へ寄附する住民がいるときには、その分税収が減るということが、この個人住民税の控除額になってくるんだということを思います。ただそれについては、地方交付税でまた補填をされるとか何とか、いろんなことを読みましたけれども、いずれにしても、例えば郡上市の市民の方が他の自治体へ自分の個人住民税を2割以下で振り分けると、先ほど報告があったように五百何万円というお金が、本当は郡上市の納税となるんだけれども、行ってまうということであろうと思います。

実に、新聞記事によりますと、昨年度のふるさと納税で各自治体が失う個人住民税の総額は約998億5,000万円ということでありました。これも、この近隣の市の様子を、どうであったかを数字で挙げたんですが、やや不正確かもしれませんが、これも総務省の現況調査結果の数字は正確に把握しながらとった計算ですけれども、間違っておると大変なことになりますのであれですけれども。

例えば、関市の場合は、8,724万1,000円のふるさと納税の受け入れをしながら、全てのこの税控除額から何から差し引いてまうと、2,000万円ぐらいしか残らんというようなことであろうと思います。各務原市においては、3億2,000万円余の受け入れがあっても1億円ちょっとしか残らんと言うと語弊がありますけれども、個人住民税の控除などをあれすると、そういうふうな数字になるというふうに思います。

次に、視点を変えてお尋ねをします。10年前、政府は、このふるさと納税を導入するに当たって、3つの意義があるんだということを掲げておりました。その1つには、ふるさと納税を活用すれば世話になった地域や応援したい地域に貢献できることであって、寄附を受けた自治体は約束した政策や事業を推進して寄附をしてくださった方のその願いを実現するという責務を持つてらんだというふうに思います。

そこで、郡上市での寄附金を活用して実施した主な事業とその成果といいますか、効果というのは、どのようであるか、時間の関係もありますので、総務省に報告をしたふるさと納税に関する現況調査に基づいて、申しわけないですが、簡略に御説明をいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 郡上市では、使い先というか、充当先でございますけど、7項目の項

目ということで、充当、活用先を示しております。主なものでございますけど——その前に27年度に受け入れたものは翌年度の事業ということですので、27年度、817万5,000円いただいておりますけど、その28年度に使われた事業ということで、主なものとしまして、まず「ふるさと郡上の元気づくり応援」というところでは、「食の王国づくり事業」でございます。そっちのほうに充てるということになっております。また、「支え合う安心な暮らしを応援」というところにつきましては、「赤ちゃんの駅整備事業」、こちらの整備に対して充てるということにさせていただいております。また、「かおり高い伝統文化を応援」というところでは、郷土芸能の継承事業のところに充てられております。「子どもたちの明るい未来を応援」というところでは、「夢づくり教育事業」、そちらのほうに活用ということになっております。7番目の「市長にお任せ、ふるさと郡上の地域づくりの応援」というところには、「白山開山1,300年関連事業」というところで活用するということになっておりまして、それぞれ郡上市が取り組んでおります課題に対して有効に活用できており、そういったところに使われておるといふふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 今、市長公室長から報告がありましたように、郡上市においては基金という形で、いただいた寄附金を別枠で持ちながら、次の年に約束をした、そして希望される政策・施策に従って事業に従ってお金を使わせてもらうということであります。自治体によっては、そうした、何に使うんだということよりも、最初から一般会計入れてまって、こういうことで使ったやろうという、お金には色がないもんですからあれですけども、そんなようなところもあるようにホームページで拝見をしました。

これまでのこうしたことが、ふるさと納税に関する郡上市の現況でありますけれども、市長は郡上市での、特にこの27年度、全国的にふるさと納税の受け入れ額が増加したわけでありますけれども、そのようなことも踏まえながら、郡上市のこれまでのふるさと寄附の実績と評価をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

もう1点は、私は、この質問をするに当たって、定例会の議事録の中のこのふるさと寄附に関する部分、これまでも複数の議員がふるさと納税に関する質問をしておりますけれども、その部分を抜き読みしながら、特に市長が発言されている、ほんの一部でありますけれども、抜粋をいたしました。

市長の答弁であります。「現在のこのお礼合戦というか、いろんなお礼品をつけて、それでそのふるさと寄附、納税を競うというその風潮を非常に憂っています。一定の節度を持ちながら、工夫をしながら、ふるさとに対する応援を求めるといふ考え方で今後も臨みたいというふうに思います。」と、そしてこうも言うておられます。「私は、1万円寄附をして4,000円、5,000円の特産品

が返ってくるといって、楽しみながら自治体との関係をつくっていただけるというところまでは許容をいたしますけれども、私が最も避けるべきことは、高額であればあるほどそれに比例して半額ずつ返すという、この制度の趣旨を逸脱して利用をするようになっては、日本の寄附、無償の寄附をするという、そういう精神的なものが失われるということで、これは私は必ずしもいいことではないというふうに申し上げておる」というのが、市長がこれまでふるさと寄附に関して、何ページも議事録にありましたけれども、一番市長がおっしゃりたいことはこういうことだったんだなというようにことを思って抜き読みをしました。

それで、繰り返しますけれども、「1万円寄附をして4,000円、5,000円の特産品が返ってくるといって、楽しみながら自治体との関係をつくっていただけるというところまでは許容をいたします」ということは、返礼品に対して、40%ちょっと超えてでも、これは寄附をしてくださった方とその自治体とのその後の関係がいいものであればいいのではないかというふうに私は受けとめます。

しからは、今郡上の状態、状況は、この28年度は返礼品も充実してきましたのであれですが、数字としてはわかりませんが、少なくとも平成27年度においては、繰り返しますが、817万5,000円ふるさと寄附をいただいて、諸費用、あるいはいろんな返礼品に限って言えば、先ほど言われました7%、私の計算では53万5,000円というのが現況調査の結果の数字でありましたので、それでいいますと6.5%。で、全国はどうであるかといいますと、これ先ほど言いました全体では1,653億円ふるさと納税があったわけでありましてけれども、返礼品については、その金額は632億6,200万円ということで38.3%ほど、やっぱり全国それぞれの自治体の平均でも40%近くを返礼品に使っておるということで、このことは市長が言われる1万円寄附していただいた方に4,000円、5,000円特産品を送っても、それは関係が良好であれば許容できるということにつながってくると思いますが、そうしたことも含めて、今後のこのふるさと寄附に対する市長の方針をお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。私も今回の総務省の調査を見まして、内心心は穏やかではございません。こうしたことで私たちの郡上市のふるさと納税という形をとっている施策が、いわば非常に不十分といいますかね、そういうようなことでなかなか郡上市はよう金を集めとらんのではないかという御批判をいただくことがあろうかと思っておりますので、その点でも私も悩みは深いわけでありましてけれども、ふるさと納税に対する基本的なこれまでの考え方は、先ほど上田議員が私の過去の発言ということで読み上げていただいた考え方に変わりはございません。

これは本当になぜかということをも根本から考えると、先ほど冒頭、「ふるさと納税」というふうな言い方もあり、「ふるさと寄附」という言い方もあるという中に、もう既に問題は含まれている

というふうに思います。もともとは先ほど制度創設のときにお話がありましたように、お世話になったようなところに、現在大都市とかそういうところで住んでいる方が何とか現に住んでいるところの住民税を、税の配分の一部を、その自分の応援したいところへ税として指定して、いわば分割して分けてやれないかという議論から始まった制度でありますので、もともとの本質は税を移転するということだと思います。

しかし、これが税制という形では、制度的に構成できなかつたものですから、寄附金という形で一応納めてくれと、そのかわり後追いで税制で控除をするという形で、いわば税と寄附とのチャンポンになってしまったという中で、要するに、ああいう返礼品競争というものを巻き起こしてきたというふうに思います。

今のように、たくさん集めてるところは、極端なことを言えば、何億円か残ればいいわけですから、あと仮に8割返礼したって2割は残るわけですから、考えようによってはいいという、こういう行動を全部の全国の自治体がとったときに、一つ一つの自治体は合理的な行動をしてるかもしれませんが、大変な誤りを犯すということだと思います。これが合成の誤謬ということでよく言われることで、全体から考えてみると、もう今のお話の中でも全体でいただいたものと、それから控除しているものと、それから返礼品で出したものを足すと、ほぼトントンといえますか。

そういう中で、特に私が申し上げておるのは、先ほど、まあ1万円が4,000円か5,000円なら、まあその辺はというふうに言いましたのは、それくらいは一つの自治体との楽しみといえますか、そういうような関係をつくっていく中での楽しみということでも許容できるということをお願いしました。

それは、必ずしも1万円でも4割まではいいという意味ではなくて、その額の話なんですけども、それが100万円控除を受ける人が100万円は片一方では税の控除を受けながら、さらにプラスして40万円、50万円の品物を手に入れるという二重取りになるという、この高額所得者であればあるほどそういう形で利得を得るといって、この制度がやはり私は納得が行かないということでありまして、そしてこれが税の制度であれば大変今おかしいのは、先ほどもお話ありました減ってるほうは基準財政収入額はそれだけ減るわけです。しかし、ふえてもらってるほうは、税収でふえてるんじゃないしに寄附金収入でふえてるわけですから、基準財政収入額には何らカウントされないという形で、非常に制度的にいびつな形に育ってきているというところに問題があるというふうに思っていますので、このお礼合戦になりふり構わぬ参戦をしていくということは、私はとりたくないというふうに思います。

もしこれをやっていきますと、今郡上市でも全国そうなんですけども、住民税の一部がカットされていくわけですから、それで何らかの全国の珍品・特産品が手に入るということですから、まじめにふるさと納税をしないで住民税だけ納めている者が馬鹿を見ると、こういう制度になるわけで

す。ですから、私は余りこれになりふり構わず参戦して行って、ますますいびつなものにするという形にはしたくないと。

むしろ私はそういう意味では、ただいま言いましたように、一定のそれだけ多額の住民税の何倍もの、いわば税収にかわるものが入ってきているという自治体にとっては、基準財政収入額を、それはそのために返礼品でかなりの努力をしておられるということはあるかもしれないけれども、何らかの形で考慮しますよというぐらいの制度的な改正をしなければ、単純に総務大臣が「節度あるように」とか、「規律を持って」とかと言っても、この動きがとまらないとすれば、これは私たち日本の自治体の大きなやはり能力のなさや節度のなさというふうに思っております。

そういう意味で、きのう議論がありましたように、スキー場の年券であるとか、鮎の友釣りの年入漁券であるとかっていう形で、いろんな形で、これだけでも何回も郡上市へ来てもらえるというような、そういう工夫は、やはりしていく必要があると思いますけれども、それでは負けじと郡上市も4割、5割の返礼品を出していくという競争には参戦したくないというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 上田謙市君。

○13番(上田謙市君) よくわかります。わかりますがというところでありまして、たしかにきのうも同僚議員からすばらしいこの返礼品の提案がありました。ただ、幾らの納税に対して、あるいは寄附に対して、その提供するののかということ、これは返礼品、受け入れた寄附金に対して、どのぐらいの返礼品の額を設定するかということでありまして、幾らいい、郡上市が自慢する返礼品であっても、そのハードルが高ければ、10人の人よりは5人、3人になってしまうということは言えると思うんです。市長のお考えは私はよくわかります。合成の誤謬ということもわかりますが、ただ私は、何でこの返礼品のこうした競争になったかということ、これは寄附であったからやと思います。ふるさと納税ということであれば、市長が言われるように、税で何かをおまけにつけるなんてことはできんですけれども、寄附であるから、これは寄附をしてもらったら何かお返しするのが、社会通念上、常識だろうというふうに気がついた担当者が、私は一足先に進めたんよというふうにその実際の、そんなような気がしまして。

その市長の言われる合成の誤謬ということであると、確かにふるさと寄附、ふるさと納税をたくさんいただきたいという、特にそれぞれ自治体の担当者の考え方は、返礼品の何ていいですか、魅力を訴え、訴求すると、訴えるということが合理性の追求であったでありましょうし、そしてふるさと納税をする納税者からすると、それぞれの自治体のそうした政策、あるいは施策事業に共鳴するというのももちろんやけども、同じようなそうした政策であるならば、特に関係のない自治体等ということであれば、やはりそこでは、ちょっとたどえはおかしいですが、ハム1本よりもハム2本をもらえるところのほうがええやろうと、それは納税者のこれは合理性の追求やと思います。

ただ市長が言われるように、合理性と合理性を追求したところが、一致はしたんやけども、それは全体で考えるとおかしいぞということだというふうに思います。

確かに私は、自治体には品格、市長が言われるように、こうしたことには節度を持って取り組まないかんというふうに思います。品格も品位も必要やと思います。数字で示したように、ある程度、受け入れるふるさと寄附あるいはふるさと納税の金額に対する返礼品に使うお金の率というものも、市長が40%も何十%とも言われるけれども、全体の平均をすると、やっぱり40%に近い返礼品の額でそれぞれが競争しとるということですので、郡上市だけがやはり今の状態のような10%を切るというようなところでは、やはりこれはちょっと、言ってみればふるさと納税の蚊帳の外に置かれるような感じがしてならんわけでありまして。

ですから、市長が言われるように、このふるさと納税については、いろんな矛盾点、いろんなことがありますけれども、27年度は200万円ちょっと、それは差し引きをするという言い方はおかしいですけれども、郡上市は残ったけれども、これが28年度、29年度、まず28年度が返礼品が充実しましたから、ある程度期待が持てると思いますし、それが数字ということでありました。ですが、これ、やっぱり返礼品の金額ということも、このふるさと納税については重要なポイントであると思います。再度、市長にお尋ねをします。この郡上市の今の10%を切るというふるさと納税受け入れ金額に対する返礼品の金額というのは、ある程度上げていこうとかということはお思いになりませんか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 40%が悪くて10%ならいいんだというものでもありませんので、私は私なりの考え方、判断の中でこれまでやってきておりますけども、特にやはり気をつけなければいけないのは、普通の庶民がこういう制度の中で、一定の自治体との関係もつくりながらそういうのをやっているといいんですけども、非常に高額の所得の方が、ほとんどいわば返礼品と税の控除で大変な利得を得るといような形にならないようにということ考えておりますので、よくよくいろんな点を検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（渡辺友三君） ちょっと発言を求められておりますが。

市長公室長。

○市長公室長（三島哲也君） 先ほどの発言の訂正でございます。先ほど寄附企画から事務費と住民税の控除額を差し引いた金額を203万円と発言しましたけど、正しくは200万3,000円でしたので訂正させていただきます。

（13番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 郡上市が返礼品で使おうと思うと、大変いろいろなすばらしい、どこにも負けないこの地場産品、農産物、水産品、あるいは伝統工芸品があると思いますし、きのうも御提案のありましたような、この体験型の返礼品というの、どこにも負けないものがあるというふうに思っております。

そうしたことを考えるときに、先ほど少し触れましたけれども、ふるさと寄附をしてくださる方にそうした返礼品を提供しようとするときに、やはりある程度、このハードルを下げないことには、そのことで十分満足していただけんということも、これあると思うんです。

確かに市長が言われることは正当な意見でありまして、郡上市はそういう意味ではふるさと納税について、ふるさと寄附については、正統派だと思っておりますけれども、果たしてそのことが郡上のこの産業振興、あるいは地域振興に結びつけて考えるならば、もう少しそうしたものを多くの方に提供できるようなふるさと寄附であっていいんでないかというふうに私は思っております。

しかしながら、しかしながら市長が言われるように、この制度について矛盾を感じることは事実であります。知識者の指摘でありますけれども、返礼品競争の向こう側に見えてきているものを考えてみると、ふるさと納税の新たな軸足を考えていく必要があるということであるとか、実質的に身銭を切らずに寄附をして、寄附をしない住民や、国民税体が負担者となる、これ時間がないので言いませんけれども、本当にこのことで負担を逆にしんならんのは、例えば、地方交付税で補填するとなると、これは国民が負担することでありまして、そして寄附しない、先ほど市長が言われた、住民にもこれは負担がかかってくることでありまして、そういうことで現行制度には問題があると感じております。

そして旧制度や地方税のあり方の視点を入れた論点を新たに考えていくことであろうというようなことも思っておりますが、そうしたことについては、市長の立場で、市長会、あるいはそうした会で思い切り、この制度に対するお考えを訴えていただきたいというふうに思いますが、繰り返しますけれども、このふるさと寄附ということを、郡上市の、あるいは郡上市の市民の立場で考えると、私は返礼品に使うお金をもう少しかき入れてでも郡上市のすばらしい返礼品を多くの方に提供できるような方策に舵を切って、いつかは切っていただく。いつかはと言っても、そうあれですので、まず28年度の結果を見ながら、ひとつまた私も一般質問に取り上げて、市長と議論をさせていただきたいと思っております。

もう1点あったわけですが時間も時間超過しまして、答弁を用意していただいた職員の皆さんには申しわけありませんけれども、「所有者不明土地」の実態と対策についてということについては次回に回させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は14時30分を予定いたします。

(午後 2時17分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時27分)

◇ 田 中 康 久 君

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君の質問を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） それでは、議長より許可をいただきましたので、質問に移ります。

ふるさと納税について聞きたいのはやまやまでございますけども、通告に従いまして、質問をいたしたいというふうに思います。

特に3月の選挙戦を通しまして、ことしはにぎわいとつながりを持ったふるさとづくり郡上というものを訴えさせていただきました。これは、例え郡上市の人口が減少したとしても可能なことであるし、市民の皆様の幸せにとって非常に大切なことであると思い、そういった観点で訴えをさせていただきました。

その観点から、始めに、まちづくりと公共施設と総合管理計画というテーマで大きく3点質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に、公共施設と総合管理計画についてお伺いをいたします。

いただいた資料によりますと、郡上市の現状は建築物経営施設の1人当たりの延べ面積が東海地方の市の中で第2位、一方で1人当たりの地方債残高は1位、また地区30年以上が経過した建築物は建築物全体の41%、今後40年に建物施設の改修などに係る費用は約1,700億円、年間で42.5億円、また道路や橋等といったインフラ系のものをあわせると約3,318億円、年間で83億円ということが資料によれば出されております。

これは、郡上市の財政規模、これから始まる交付税の縮小等を考えますと、これやるかやらんかではなくて、どうやってやるかということが想定になってくるというふうに思います。

恐らく公共施設等総合管理計画においても具体的な建物施設の面積に圧縮という数値が目標として掲げられるというふうに思います。

要するに、メタボな感じでぜい肉がいっぱいいつているので、何とかダイエットしなくちゃいけないと。でもダイエットの仕方が私は大切だというふうに思います。ダイエットをして、無理にダイエットをしても体そのものが弱ってしまったら何の意味もない。いかにいい体調で、筋肉質の郡

上市にかえていくか、それが大切なことだというふうに思います。

過去にも指摘をいたしましたけれども、公共施設の適正配置というのは郡上市のまちづくりそのものだというふうに私は思います。ただ、これが市民の、そしてこれがみな市民の皆さんに納得して進んでいくためには、公共施設の適正化とサービスの減少が引きかえ、トレードオフの関係になってはならず、この計画によって地域の機能強化や付加価値づくりが進むことが大切だというふうに思います。

国土交通省もこの問題意識から都市のリノベーションのための公的不動産活用検討委員会を設置し、平成26年位はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインを公表しております。その中で肝となっているのも行革とまちづくりをいかにクロスさせていくかということでもあります。

市長も過去の答弁で、公共施設の適正化はまちのありようを考えることだという事をおっしゃっております。

そこで、まず第1に、確認の意味を込めて、計画作成において、まちづくりやリノベーションの視点は考慮されるのか。また、考慮されるのであれば計画のどのように反映されるのかをお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、冒頭、田中議員がお話になったような現在の郡上市の公共施設の状況、あるいはその建築年度等からの老朽化の状況、保有面積の多さとか、それからまた郡上市が厳しい財政環境の中に現にもありますし、これからも決してその苦しさはそれほど大きくゆるむわけではないと、ゆるくなるわけではないということからしますと、基本的には、やはり相当程度の量的な削減といいますか、縮小とかいろんなことをやはり考えていかなければいけないというふうには思っております。

が、しかし、それはただいま冒頭、お話になられましたように、メタボ的な体質を改めようとして体を衰弱させてしまうというような意味の総合管理計画であってはならないというふうに思っています。

と申しましても、それでも相当そのいわば体重を減らさなければいけないということになるわけですから、市民の皆さんにも一定の痛みを分かち合っていただくということは必要になってくると思いますけれども、単純に財政勘定の上からどんどんとそういう公共的な施設を縮小していくということで事足りるということでないことは、十分私たち今、検討しているもの全てが自覚をしておるところでございます。

今、リノベーションという言葉をお使いになりましたけれども、リノベーションという言葉は、単なる、例えば、リフォームとか、そういうあるものを単につくりかえるとかというのではなくて、

恐らく何らかの改修とかいろいろ手を入れるんですけれども、その中には機能的な拡充であるとか転換であるとか、そういう形でやはり新しい価値を生み出すというような公共施設のあり方ということ在必死になって考えていかなければいけないことだろうというふうに思っております。

そういうことで、これからいよいよこの公共施設の管理計画、また各論に入っていくというところまではいきませんが、大きな総論的な議論でも、やはり論議はいろいろあると思いますけども、重ねて申しますように、単純に財政の勘定から量的に減らしてつじつまをあわせるということに終始するというでなしに、やはり、例えば公共施設のそのどれを維持をしていくか、その際にどんな機能を付加していくかとか転換していくかとか複合化していくかとか、そういうことを十分考え、また郡上市全体のそうした施設の、私は大切なことは空間的な配置だと思います。位置ですね、いろんなものの。

そういう施設が持っているサービスの、サービス圏といいますか、圏域をどういうふうに設定をして、ある一定の施設をぎりぎり維持をしていくかというような議論を、やはりしていかなければいけないというふうに思っております。

(6 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6 番（田中康久君） 市長の答弁から伺えるように、基本的な問題意識というか、考え方を共有していると思うんですけれども、これの作業というのは、30年後の郡上市の姿というのはどういうものかということを考えていく作業だというふうに思うんですね。

先ほどのダイエットの例えでいいますと、今体重を減らす専門家の人は行革担当の方が担当をされていますけれども、結局この議論を今主導している課、担当の部署は行政改革担当のお2人の方が主にやってみえと。今、市長がおっしゃったような形で、30年後のこれからの郡上市を考えていくために、例えば、筋肉質をつけてどういった体系をつくっていくか、どういう郡上市であるべきか、30年度の郡上はこういう郡上だということを市民に示すためには、今の体制では、私ははなはだ脆弱だというふうに思わざるを得ませんが、その点について、今後の進め方、体制についてどのようにお考えなのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今この公共施設の総合管理計画の関連は、御指摘にあったように、行革担当の2人が、いわば事務局的な意味で、もちろん基本的な、基礎的な作業もしてくれておりますけれども、担当をしてくれているのであって、その行革担当の2人が何もかも責任を持ってこの大作業をやっていくという体制ではございません。全庁的にもこれを、この問題を議論をしていくのは、市長をトップとするそうした対応する組織がありますし、それから実務的にも若手の職員を中心にした行革リーダーのような形で、全庁的に人材を網羅した形で作業を進めていくということであり

ます。

また、もちろん、議会や市民の皆さんの御意見もお伺いしたいと思いますので、この2人が担当しているということは、もっと、もちろんいけばいいですよ、5人も10人も担当させたいというふうには思いますけども、郡上市のこの職員の全体の中では、こうした大仕事も本当に中心になってやってくれる職員は2人か3人でやらざるを得ないです。総合計画の策定もしかりでした。本当に実務的に中心になってやってくれる職員は大きな作業でも2人、3人と、しかし、それを全体で全庁的に各部局の職員がそうした、いわばタスクホースといいますか、プロジェクトチームを組んでやっているということの中で、私はそうした作業をしのいでいきたいと。

それで、もちろん、今回御承知のように、基礎的な作業についてはそういう職員だけではできない面があるので、専門のコンサルタントに基本的な作業を委託しているということでもあります。

そういうことでもありますので、今のこの郡上市全体の職員の体制の中ではそうせざるを得ないということを御理解いただきたいと思います。

例えば、公共施設の管理とか相対的に横串を通して見るべき本当は組織も必要かと思います。例えば、大きな組織になりますと、例えば、管財課というような課があったり、あるいはそうした施設をつくっていきこうとすれば、営繕課というような課を設けて、そうした公共施設をいわば行政分野の縦串ではなくて横串で見えていく、そういう組織が必要ではあると思いますけれども、今の体制の中ではこういう形で頑張ってもらわざるを得ないというところがございます。

もちろん、これから今後30年こうした問題についてどんな体制をとるかということ自身もこの公共施設総合管理計画の一つの検討事項の中に入っていますので、いろいろと検討はしてまいりたいと思いますが、ただ現在、今お話がありましたように、2人だけにまかせているというわけではありませぬので、御理解いただきたいと思います。

(6番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） これの公共施設、今は公共施設を議論していますけども、企業の場合は、バブルの崩壊後の企業が多大な財産を所有したときに、これをどうやって整理し、活用していくかという部分に関しては、いち早く企業が取り組まれて、成功したところというのは、それこそトップの下に直属のそういった管理の部署を設けて、その指導権によってやっていくというのが企業のやり方で、それを行政が後追いして、これからまさに今どうやっていこうという考え方が午前中にも利活用の、公共施設の利活用の質問もありましたけれども、ファシリティマネジメントみたいな形で企業から行政へということが、流れがこうなっているんですけども、それこそこの公共施設は、市長、先ほど空間配置というようなお話がありましたけれども、非常に難しいし、例えば、どういうことを複合化していったって、適正化していくかということは大変な作業だと思いますね。

それはなぜか、市民の生活の直結するものでありますし、もちろん財政にも直結すると、そういうことを考えると、先ほどの議論ではありませんけれども、各部署がそれぞれ多分案を出しながら、部下で、部署、課において自分たちの管理しているような公共施設に関してどうやったかなというようなことを出しているんだと思いますけども、先ほどの議論ではありませんが、合成の誤謬にならないような形で戦略をつくっていくという必要は今後のあるんだろうというふうに思いますので、これ本当に郡上市の30年後の形を決める重大な問題だということを市長も御認識をいただいていると思いますけれども、力を入れて進んでいってほしいというふうに思います。

それでは、関連して質問をしていきます。

市長、シャッターガードという商品を聞いたことがあるかわかりませんが、シャッターですね、お店のガラッというシャッターを、盗難とか暴風とかに壊れないようにそれをガードする商品なんですけれども、これ鳥取県のベンチャー企業がつくったものがシャッターガードというんですね。これってグッドデザイン賞も受賞したおしゃれなもので人気があるそうであります。私も実物を見たことがないんですけども、ネット等で観たことがあります。

このシャッターガードを何で生まれたかという、このシャッターガード、風によってシャッターが壊れていくもので、何とかいいシャッターをつくれんかなということで、ある方が図書館に行ってそういった系の本を探して読んでいたと。そしたら、図書館の司書さんか管理人さんかわかりませんが、そういった方々が資料をまずいろんな集めていただいて、これにかかわる資料を全国から取り寄せて、またそれにかかわる補助金とかつくり方とかというものを、人を紹介をしていったと。図書館から生まれたのはこのシャッターガードという製品らしいんですね。これはまさに課題解決型の図書館ということを目指されている鳥取で行われたということを知っております。

次の質問は、その図書館の今後についてであります。まさに公共施設にとって、市民の利用者がかなり多い、恐らく最大規模に公共施設の中でも多いこの図書館の今後について考えていることは、また公共施設のあり方を考えていくことにとっても大切だと思いますので、図書館について議論していきたいというふうに思います。

また、今、世代を超えたつながりの場とか賑わいの場として、まちづくりの中心として図書館を捉える自治体が急増をしております。また、いろんな毀誉褒貶がありましたけれども、注目された武雄市の図書館だとか、図書館のあり方をめぐって大きな論争まで巻き起こった小牧市の図書館、また岐阜市のメディアコスモスなど、今図書館が全国の自治体の中で熱い動きを見せております。

何で図書館が今熱いかというと、先ほど申し上げましたように、この公共施設の総合管理計画とも絡んで、図書館の持つ集客力がまちづくりの核と考える自治体が急増しているからだというふうに思います。以前、市長は、確か市議会の行政改革特別委員会か何かの議論の中で、図書館のあり方について質問をされたときに、市長は、図書館は行政そのものであるというような答弁をされた

ということを記憶いたしております。

まず初めに、市長の図書館に対する思い、この図書館は行政そのものであると言った意味を教えてくださいいただければというふうに思いますので、お願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 図書館は今お話ありましたように、今新しいいろんな動きもございますけれども、本来のやはり役割というものはまさにその知の拠点といいますか、「知」、「知識」、「知恵」の「知」でありますけれども、そういう役割を果たすべきものだというふうに思っております。

ちなみに、図書館法という法律の図書館の定義第2条というのがあるんですけども、それを見ても、やはり図書館というのは、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供しうんぬんと、そしてその供しですね、その供用、調査、研究、レクリエーション等に資するというを目的とするということで、端的にこう書いてありますけれども、そのような施設であってほしいというふうに思います。

そのためにはいろんな図書館法第3条という中に図書館が果たすべき役割というのはいろいろ書いてございますけれども、そういうものの中に、今まさにその鳥取で素晴らしい製品を生み出す一つのヒントになったような、あるいはそういう機能を果たしたということだと思っておりますけれども、たくさんのやっぱりそういう図書館というものは、機能を果たしていくということが大事だというふうに思っております。

郡上市においても、まだまだ決して十分ではありませんけれども、そういう機能をしっかり果たしていくということが大切であろうというふうに思っております。

それが、今図書館が注目をされている、そういう中に、例えば、集客とかそういうこともあわせて、機能的に持っているということですが、私も例えば岐阜市のメディアコスモスというのを見せてもらいましたけれども、素晴らしい図書館としての機能のほかに、例えば、市民協働なんかを進めるための担当組織もあそこに移っておりますし、それからまた市民がいろいろ活動をするために、例えばスタジオのようなものもありますよね。

そういうことで、新しくつくるとした場合に、そういう複合的な従来の図書館というコンセプトから少しふくらませたいろんなものがあり、またあそこにはスターバックスなどのそういう市民の皆さんが図書館へ来てコーヒーを飲みながら談笑をすると、あるいは特にそちらのほうは用がないかもしれないけれども、そういうものも活用するというような、新たな複合的な、まさに先ほどお話になったような複合的な機能というものを持った素晴らしい図書館であろうというふうに思っております。

もし、郡上市が新たに図書館をつくるという課題に直面した場合にはいろいろと今のそうしたものを勉強していく必要があるかというふうに思いますが、郡上市の図書館、白鳥の本館、あるいは

はこの八幡の分館といったところも、建築年次は古いですが、しかし、これはある意味では多機能の白鳥創造館とか、郡上市の文化センターという一角に位置をしておいて、ソフトの政策の組み方次第では、いくらでも図書館プラス市民のいろんな形の活動をしていく、そういう余地といたしますか、まだまだ我々はそのについてはいろんなことを検討していかなければいけない問題があるだろうというふうに思っています。

いずれにしろ、そういう大事な機能を持ってありますし、そういう意味では図書館は社会教育行政の中のまん真ん中に座っている行政分野であるというふうに思っております。そういう意味で、よく議論されるその指定管理者制度というようなものは、郡上市の場合には、私はとるということについてはくみしないと思っております。

やはり、郡上市の社会教育行政、学校教育なんかも補完をしていく、家庭教育も補完をしていく、そういうやはり重要な機能を我々自身が、郡上市自身が、郡上市教育委員会自身が担っていくという、きちんとした気概を持って図書館行政という、図書館というものに、図書館サービスというものに望んでいくべきだというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 市長がおっしゃいましたように、本館、白鳥の本館と八幡の横にある文化センターのところはなかなか移転して新築するというのはなかなか難しいと思いますけども、例えば、高鷲の図書館におきましては、利用者の増加がみられると、移転したことによって利用者の増加が見られるという実績も出ていることだし、まさに集客効果ということを示していると思うんですが、例えば、高鷲は移転したばかりですし、八幡や白鳥というのはなかなか難しいかもしれませんが、ほかの地域図書館という部分の中には、その施設全体の複合施設、現在の複合施設全体も含めてなかなか老朽化して、今後のあり方を考えなくちゃいけない図書館を含んだ施設があると思うんですけども、そういった図書館の集客力を活用した形で、例えば、よくあるのは駅なんかにつけてやるとか中心市街地の真ん中に図書館を持つてくるとかいうやり方がありますけれども、郡上市の場合はまた郡上市なりのやり方で、これからの地域図書館を考えていく場合に、そういった集客力にあわせた形での複合施設を含めた形での移転と複合化を検討していただければありがたいなというふうに思います。

また、図書館の持つ集客力に注目している自治体が多いというようなお話をしましたけれども、図書館自体の魅力が向上しなければそれもなかなかできていけないというふうに思います。

現在、市では子どもの読書の推進計画という意味で、市民の皆さんに読書を広めようというような推進計画がありますけれども、今後の図書館のあり方をどう捉えていくとか、どういうふうに図書館自体を推進していこうかと、今お話しした分館のあり方も含めてというような計画はできてい

ないかと思えますけれども、そういったことに対して市長はどのようにお考えなのかということをお伺いしたいんですけれども、先ほどの熱い図書館の一つに佐賀県の伊万里図書館がありまして、その館長さんがおっしゃったインタビューのことを言いましたら、伊万里のまちをつくと、そのために人を育てるための図書館であるということをおっしゃっております。また、市長が社会教育行政のど真ん中に図書館があるというふうにおっしゃいましたけれども、図書館はこれからの社会をつくる上でもど真ん中にあるというふうに思いますので、今後の図書館のあり方を考えるには、そういった計画、これからの図書館をどうしていくかということを考えていかなくちゃいけないと思えますけれども、その点についての所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように、大変重要なことであります。私は今、図書館を就任以来、特に図書費の図書の購入費等の予算等については、できるだけこれを配慮してきたつもりでありまして、それからその日ごろの図書館の活動というものも注意を払って見ております。

例えば、郡上ケーブルテレビで本とともだちというような形で、本当にていねいにていねいに子どもたちに読むべき本を読むといいという本を紹介をしたりとか、それから、先ほどから地域の教育力という話が出ましたけれども、例えば、本当に予算を特別組んでいるわけではありませんけれども、大人の学校というような形で、白鳥と八幡とを拠点にしながら、地域の人たちが講師になっているような学びをしているというようなことが本当に大事なことで、もっともっとそういう活動を拡充していってもらえればというふうに思っております。

大事なことは、地域の教育力ということ、先ほど来、議論がありますけど、これは単に子どもを教育するというだけでなしに、私たちは郡上市の市民全体が子どもから大人、老年になってまでやはり学ぶということ、そのことが、そういう学習をする、学ぶということの風土をつくっていく、そのことが強い地域をつくっていくというふうに思っておりますので、今後とも、今御提言があったようなことは、ぜひ私の一存でもいきませんので、例えば、総合教育会議なんかの場でいろいろと議論をしてみたいというふうに思います。

（6番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 例えば、東京の武蔵野プレイスですかね、有名な図書館ですけども、あそのコンセプトは、コンセプトというか、皆さんが言うておられるのは、ここに住みたいということを利用者に言うていただけると。要するに一日過ごせる、みんなが過ごせる図書館だということをおっしゃっています。

市長がおっしゃったように、あらゆる世代が、みんながそこに集まれる今の図書館の規則だとか、現状を1回見ていただきまして、例えば、若い子連れのお母さん方が子どもをあやしながら今の図

書館に行けるのか、また中学生、高校生が学習のために図書館を活用したいというときに行けるのか、いろんなことを考えながら、みんながその図書館で一日過ごせる、楽しい図書館をつくっていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

3点目の質問に入りますが、これにぎわいの場のまた具体的な創出の場所である公園についてあります。

市民の皆さんの要望や地域協議会の提言など、新たな公園を求める声が高まっています、市ではその声を受け入れていただきまして、新しい総合計画でも世代を超えたつながりの場づくりとして公園整備というものを記していただいております。

私もまちを歩けば、いつできるのですかと、公園はどうなっているんやということ、本当町を歩くたびに言われるんですけど、そのことについて、来年度どういった対応をされるのか、市長にお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回、策定をいたしました郡上市の第2次総合計画の前期計画の中には、御指摘のように、それぞれの地域ごとにいろんな課題と取り組みを掲げておりますが、この中で、大和のところにおいてそうした世代を超えた交流の場の創出というのを掲げております。

昨日、森藤議員の質問の中にも、子どもの公園の状況に関することがございましたが、郡上市全体を見ても、その人口とか人口の集積とかということに比較をして、大和町はやはりそうした子どもを連れのお母さん方が集えるようなところがやや不足をしているのかなということは思っております。

そういうことと、いろんなかねがねお話は聞いておりますけれども、先ほど来、冒頭話がありました公共施設の総合的な管理計画というような方針の中でも慎重に考えていく必要があるかと思っておりますので、この計画に計上したことをどのような形でどのようなタイミングで取り組んでいくかというようなことについては、新年度、平成29年度の予算編成をしていく中で、その施策、予算等を考えていく中で判断をしていきたいというふうに思います。

（6番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 総合計画に書いてあるので、総合計画は市の最上位の計画ですから、それを市民の皆様に配付している以上、これやらなくちゃいけないと。いつやるかというタイミングだと思えますし、いつやるんだったら早いほうがいいというのは皆さんの思いですし、またそれをやる上でもできるだけ利用者となるような皆様方の声をしっかり聞いて進めたいなというふうに思います。

今、実はしてきた質問が、初めに公共施設の総合管理計画の質問で、次が図書館のこと、今が公園のことですけども、こういった施設が本来は1カ所の地域に集まって、さらには今議論をさせていただいている借楽園というものがございますので、そういったことをまさに複合的に考えていただいて、それこそ若い方から、またお年寄りまで、皆さんがまさにつながれる、賑わいの中でつながれる、そういった地域づくりのために進んでいきたいなというふうな思いで質問をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。

また、このことに、借楽園につきましては、今ちょうど借楽園の議論を検討会議でさせていただいておりますけども、9月中には最終的な結論がでるというふうなお話も聞いておりますし、また文教民生常任委員会等でもお話を聞かせていただきたいなというふうに思っていますので、総合的な意味でのこの管理計画、まさに財政のためだけの、財政至上主義ではなくて、まさに30年後の市民のための、今の市民と30年後の市民のための総合管理計画であってほしいなということを願いを込めまして、質問を終わらせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

最後の質問でございます。清流と里川ということで、担当部長にお伺いをいたします。

まさに郡上の原風景というものの一つが川だというふうに思うんですね。この前、お盆に東京の友達が遊びに来たときに、ふるさとの原風景というのはないなというようなことを、先ほどの10番議員の質問ではありませんけれども、ふるさとの風景というか、原風景というのは、ふるさとというのを思い浮かべるかなということで悩んでみえたんですね。まさに私自身にとっても、やっぱりふるさとの郡上の原風景は川だなということを思いますし、多くの市民の皆様にとっても、この川というのは郡上の原風景なんだなということを私自身は思います。

そして今、里川システムという、まさに人とこの川とのつながりというものが世界的にも認められる中で、この清流を後世に伝えていくためにも、川と人が親しめる河川環境の整備や川へのアクセスの向上というものが非常に大切になってくるというふうに思いますが、建設部長のお考えをお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） お答えしたいと思います。

長良川は、その流域の自然環境、歴史、文化や経済的な価値を有する里川として世界に認められたわけですが、現在、市内の長良川沿いには、美並のふれあいゆうゆう広場、今、大和の奥長良ウインドパークの親水公園などの施設もありますが、特に今、ウインドパークは普段公園として子どもから大人まで幅広くいこいの場として利用されておりますが、公園内の河川内では子ども会等がアマゴのつかみどり大会ですか、そういうこともやられるということを知っております。

また、長良川以外の河川の親水施設としましては、吉田川に吉田川親水遊歩道、それから宮ヶ瀬

こみち、中河原河川敷の公園、それから和良川の和良川公園オートキャンプ場などの施設があり、多くの方が利用されているわけですが、特に岐阜県の長良川護岸整備の取り組みについては、一応紹介なんです。美並町の矢野地内と大和町に置いてベストラバー検討会が設立されておりまして、こういう中で河川整備の特にあり方について意見交換を行い、関係者の意見の調整を諮ることを目的として、検討会の意見を踏まえて、これは河川護岸の工法とか、河床低下の対策、河川環境復元対策等の事業を実施しておられます。

また、ソフト的な面で、県においては小中学校やNPO団体等が行う川での環境学習の場において、自然の営みに感謝する一方で、自然災害に対し備えるという自然とのかかわりを学ぶことを過去の被害を事例にしたり、増水による河川氾濫状況の説明をして、川を題材とした総合学習の支援が行われています。

御指摘のように、自然豊かな郡上市におけるこの水辺空間の保全とか創出のためには、親水施設の整備による川と水に関わる文化の継承を支援するための河川整備も必要と考えております。一方で、近年の気象状況における局地的な集中豪雨の発生に伴う河川の増水などを踏まえまして、河川の安全面に対する管理も求められているところであります。

過去において、この河川の寄りつき等の関係も、夏休みになると地域の子どもたちが川で水遊びを行って、いわゆる過去には水泳場が各地区にありましたが、現在ではそういうアクセスする道とかそういうものが荒れて、樹木が生い茂る状況になっております。人工的に河川改修を進めるにつれて、川とのふれあいから遠ざかってきていることは思っております。

いずれにしろ、この河川の規模や水泳場の状況に整備可能な場所があれば、地域の方の参画のもとに、パートナーシップの維持管理のあり方も踏まえまして、検討できるところは考えていきたいと思っておりますので、そういう候補があれば御提案をいただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

(6番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 具体的な場所等についてはまたお知らせしたいと思っておりますけれども、非常に大切なことだと思っておりますので、よろしくお話をしたいと思っております。

きのうたまたまテレビを見ておりましたら、夕張市の再生のニュースをやっております、議長もごらんになったようではございますけれども、その中で、ある高校生がまちづくりの会議に参加をしております、その高校生が財政破たんをして、本当に大変だと、大変だけど人が暖かいから私は夕張が好きですということを言っていて、非常に私は感動をいたしました。そして、鈴木市長さんがおっしゃってましたのは、夕張市はまさに人口減少のある意味では最先地になっています、人口の減少の下落率でいうと。その中で、例え、夕張の人口が半分になるかもしれんと。半分になったとしても、

それでも市民が夕張市に住んでよかったといわれるような夕張市をつくりたいということをおっしゃってきました。

冒頭申し上げましたけれども、郡上市の財政は決して豊かではございません。また、郡上市の人口減少というものが好転して、郡上市の人口が2倍にも3倍にもなるということは想定はできません。しかしながら、それでも市民の皆さんが郡上市に住んでよかったという郡上市づくりをすることは可能だというふうに思います。そのためには金がないからこそ、また人口減少が厳しいからこそ、市民一人一人にとっての幸せは何かということ、我々も行政も考えていくことが、これからの郡上市づくりに大切になってくると思います。

私なりには、それは郡上市民の皆さんのつながりをしっかりと生かした郡上づくりをしていくことが大切だというふうに思っておりますので、特に市長と議論をさせていただいたことは、ぜひともよろしく願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

長時間にわたり、御苦勞さまでございました。

(午後 3時07分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝